

**平成２８年度
予算編成及び政策推進に対する要望書**

**平成２７年１１月
高志会**

目次

1.【財政】～子どもにツケを回さない社会の実現に向けて～

1. 起債残高の削減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
2. 国民健康保険会計の健全化・・・・・・・・・・ P. 6
3. 産業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
4. ファシリティマネジメントの推進・・・・・・・・ P. 9
 - 4－1. アプラたかいし
 - 4－2. 高石市保健医療センター
 - 4－3. 公民館
 - 4－4. 上下水道

2.【組織強化】～市民がよろこぶ市役所作り～

1. 経済戦略課の創設・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
2. ソーシャルメディアを活用した広報戦略
3. 地方分権に向けて権限等の受け皿体制作りの推進・・・・・・・・ P. 15
4. 人事評価制度の導入
5. 窓口業務の民間委託・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
6. 分限免職基準の明確化
7. 民営化並びに指定管理者制度の推進・・・・・・・・ P. 17
8. 市立図書館の民間委託
9. 公務員試験のSPI導入・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18
10. 議会での提案を行政は真剣に議論をすべき
11. マイナンバー制度について

3.【ブランド戦略】～活気あるまちづくり～

1. 商工会議所との連携強化・・・・・・・・・・・・ P. 20
2. フィルムコミッション宣言
3. 高師浜線の活性化
4. 羽衣再開発事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 21
 - 4－1. 羽衣再開発における駐車場、駐輪場のスペースについて
5. 旧市民会館・図書館の再開発について・・・・・・・・ P. 22
6. 企業バスターミナルの移転について・・・・・・・・ P. 23
7. 芦田川整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 24
8. 関西空港の活性化と泉州8市の連携
9. 人口問題について
 - 9－1. 人口問題に対する専門的なセクションの立ち上げ
 - 9－2. 空き家対策

9-3. マンションの高層化	
9-4. 出生率の向上、国民希望出生率 1.8%への取り組み	
10. 高石市内の各駅周辺のあり方について	P. 27
10-1. 高石駅西地区の今後のあり方について	
10-2. 北助松商店街について	
10-3. 富木駅周辺の整備について	
10-4. 高石駅東側再整備	
11. Wi-Fi の整備について	P. 28
12. 市民活動による街の活性、文化の継承等への支援制度	P. 29
4. 【公平な社会の実現】～みんなに優しいまちづくり～	
1. 滞納金の整理	P. 30
2. 介護予防の充実	
3. 子育て世代の居場所作り	
4. 生活保護の適正受給	
5. 乳幼児医療費のあり方	P. 31
6. 母子健康センターの利用促進	
7. 「教育部子育て課（子ども課）」として新設	P. 32
8. 福祉バスの有効活用	
9. 高齢者の「生涯現役社会」の実現	
10. 定期的な福祉の連絡協議会の開催	P. 33
11. 保育所の継続入所について	
5. 【防災・防犯】～市民が安心して安全に暮らせるまちづくり～	
1. 臨海工業地帯の防災対策	P. 34
2. 総合避難訓練のレベルアップ	
3. 被災時のパートナーシップ	P. 35
4. 道路の整備	
4-1. 南海中央線	
4-2. 新村北線	
4-3. 高石北線	
4-4. 取石 418 線、富木線	
4-5. 建築基準法第 2 項道路後退整備の遵守について	
5. 都市計画道路の事業化	P. 38
6. 【環境】～美しい高石の環境保全のために～	
1. ごみ減量化に向けた取り組み	P. 39
2. 空き地対策	
3. 市役所の省エネについて	

4. ゴミ委託料の算定基礎について	P. 40
5. 公共施設におけるトイレの洋式化	
6. 土木公園課の営業課の予算増額	P. 41
7. 【教育】～他市に誇れる文教都市に向けて～	
1. 公立幼稚園の機能集約	P. 42
2. 校区編成	
3. 学校に国旗の常時掲揚	P. 43
4. 日本人教育	
4-1. 高石っ子憲章	
4-2. 道徳教育	
4-3. 偉人伝教育と二宮金次郎像の設置	
5. いじめの現状と対策の検討	P. 45
5-1. 「いじめ＝悪」という認識	
5-2. 学生アルバイトの充実	
5-3. いじめ発見マニュアルの有効活用	
5-4. アンケートの充実	
6. 高石市文化向上施策	P. 49
7. 学校別ではない総合評価が可能な学力テストの導入及び公表	P. 50
8. 教育特区の申請 土曜日授業の復活と補習の実施	
9. 公立中学校図書室に司書の配置を	P. 52
10. 教育現場に専門のカウンセラーを	
11. 子供達が思い切り遊べる環境の整備	P. 53

I.【財政】～子どもにツケを回さない社会の実現に向けて～

1. 起債残高の削減（政策提案）

図1で示されているように、本市の起債残高は平成15年度から緩やかな減少傾向にあったが、平成21年度から再び残高が増えている。これは小中学校の耐震化ならびに大規模改修に充てられた起債や土地開発公社への無利子貸付などが主な要因である。学校施設の耐震化は、市民ニーズも高く、起債額が一時的に増えたとしても実施すべきであったと私たちは評価する。

しかし、学校耐震化事業や無利子貸付などにおける起債が発行されなかったはずの平成23年度で起債残高が増えている。これは、南海中央線の事業再開、連続立体交差事業の工事着手などが主な要因として挙げられる。どちらも事業認可されており、その財源も大部分が国や府の補助金であるため、事業そのものの廃止可否かを検討する余地は全くなく、事業進捗の遅速のみが本市に選択肢として残されている。であるならば、事業にかかる人件費や土地の賃借料などの必要経費が毎年嵩んでいくことから、進捗速度が上がる方が財政的観点から考えても望ましいといえる。

特筆すべきは、平成25年度において土地開発公社解散に向けた第三セクター等改革推進債（たたみ債）の発行である。公社の保有する負債の大部分を、起債を発行することで賄ったため、約49億円もの起債発行額が一気に積み上がった。公社は市が全額債務保証していたため、実質的には「金利が金利を呼ぶ借金」から「償還年限のある起債」に変わったため将来的な負担は大きく軽減されることになった。然は然り乍ら、幾億円もの税が市民サービスに還元されることなく霧散してしまったことは歴史的に反省すべき事項であり、今後、このような「将来世代に負担を回すような政治姿勢」は決して許されるものではない。

しかし、本市の財政は予断が許せない状況である。ローン返済額が財政規模を占める割合である実質公債費比率が非常に高く（図2参照）、25%を上回ると早期健全化団体となってしまう、様々な制約が発生してしまう。それだけは絶対に避けなければならない。

また、平成26年度における残高の上昇要因は総合体育館「カモンたかいし」の建設によるもので、約5億8000万円の起債が発行されている。これを除くと、公債費が起債発行額を上回り、起債残高の減少に転じていたことから、来年度からは起債残高の逡減が期待できる。

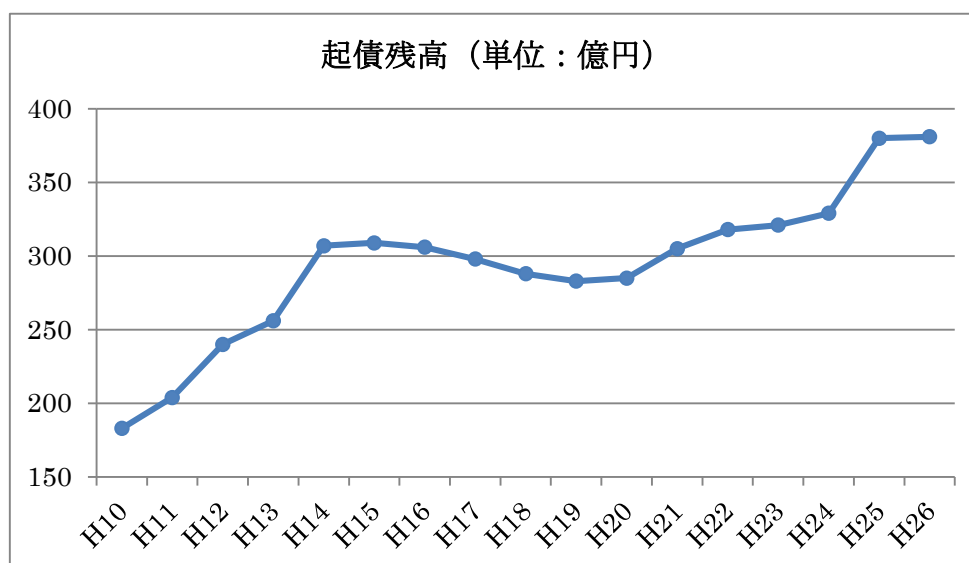


図 1：起債残高の経緯

本市の財政状況は他市に比べ、実質公債費比率が高いことは明確である。これは今まで発行してきた起債の償還額が一般会計の財政規模を圧迫させている割合を示している。であるならば、本市の財政課題は起債の残高を減少させ、将来負担を減らしていくことであることは今さら議論する余地もない。起債残高の減少を要望する。

区 分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
実質赤字比率	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－
実質公債費比率	14.7%	14.7%	14.2%	13.8%	13.8%
将来負担比率	270.5%	248.4%	222.7%	203.9%	206.0%

図 2：健全化 4 指標の経緯

2. 国民健康保険会計の健全化（政策提案）

我が国の国民健康保険制度は、構造的な課題を抱えている。

1 点目は年齢構成である。健保組合と比較してみると、65～74 歳の割合は国保が 32.5%、健保組合が 2.6%、一人当たり医療費は国保が 31.6 万円、健保組合が 14.4 万円とその差は歴然で、年齢構成が高いことから医療費の水準も高くなっている。

2 点目は財政基盤である。所得水準をみてみると、加入者一人当たり平均所得では国保は 83 万円、健保組合は 200 万円（推計）であり、かつ、無所得世帯割合が 23.3%も占めている。もちろん保険料負担も重く、収納率も年々低下している（平成 11 年度：91.38% → 平成 25 年度：90.42%）。財政基盤が著しく弱い自治体は一般会計からの繰入を大幅に行わなければならない状況である（住民税で運営

されている一般会計から補てんするということは健保組合からの拠出をしているということで、健保組合加入者からすれば二重負担になってしまう。

3 点目は財政の安定性と市町村格差である。1716 の保険者である市町村等のなかで 3000 人未満の小規模保険者が 458 団体あることや、市町村間で医療費・所得・保険料の格差の広がりが止まらなくなっている。

こういった構造的課題を解消すべく厚生労働省は「国民健康保険の改革による制度の安定化」のなか平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することが方向づけられた。

高石市の国民健康保険特別会計は翌年度繰上充用金と呼ばれる来年度からの借金で会計の帳尻を合わしている状態が過去 10 年以上続いている。これは保険料の未納分が徴収できれば翌年度繰上充用金が解消されるだろうと仮定して組まれている借金である。もはや正常な会計とは呼べない状態で、その累積赤字額は 10 億円を超える。上記の全国的な国保の制度改革により、累積赤字を解消することが急務となっている。

平成 24 年度は、5 年ぶりに黒字に転じる事が出来た。収納率向上対策、ジェネリック医薬品の普及、コンビニ収納の実施など担当課の努力が奏功したものと高く評価する。また、平成 25 年度からは昨年度の要望でも挙げている「法定外繰入」が実施され、国民健康保険会計の健全化が促進されたものと理解をする。

今後も他市の先進施策などを注視しながら、導入できるものは導入し、国民健康保険会計の累積赤字の解消を要望する。

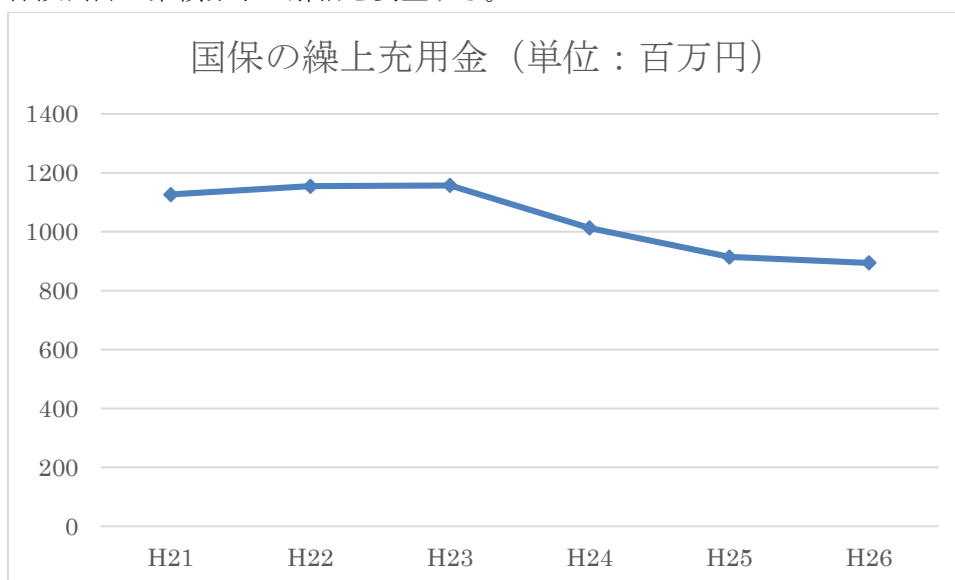


図 3：国民健康保険会計の累積赤字の推移

3. 産業振興（政策提案）

雇用や税収増、また市民が暮らしをより豊かにしていくためには、産業の育成が欠かせない課題と言える。観光、エネルギー開発（液化天然ガス発電所の増設）、食料増産（農業工場）など、投資価値の高い、有力な未来に向けての産業振興は数多くあると考える。

平成 25 年度の高石市の臨海企業の 71 事業所で、製造品出荷額が 9739 億 8232 万円となっており、大阪府下 5 位となっている。高石市の更なる発展には、この臨海企業の業績をさらに高めていくことは不可欠となっている。

また、高石市は平成 24 年 4 月からの高石市企業立地条例の一部改正によって、設備投資の認定企業 25 社、投資額約 141 億円。内防災関連では避難タワー1 含む計 4 社、投資額約 3 億円、新規進出企業が 2 社、1 億 3000 万円の投資という現状である。

ところが、高石市の担当課と臨海企業各社とは、綿密な情報交換が出来ていないと言いきれず、まずは臨海企業の業績や状況を確認しつつ、コミュニケーションを密にして、官民が連携して業績の向上に資する対応をしていくことが望まれる。

企業立地条例に関しても、PR 不足な面は否めない。行政は常に臨海企業とのコミュニケーションを重視し、各社のニーズを把握して、更なる企業の設備投資の活性化、新規企業の移設、防災対策の投資を推進することを要望する。

3-1. ふるさと寄附金（予算要望・政策提案）

ふるさと寄附金は、近年やや商業化した感を否めないが、寄附金を貴重な財源として、地方が個性あるまちづくりを展開している。

泉佐野市では、「ふるさと納税」の取り組みの拡大を図っており、地元特産品の PR や販売促進・観光誘致につなげ、地元企業・地域の活性化を目指しており、泉佐野市ふるさと応援寄附金の昨年度の寄附金額は約 4 億 7 千万円で、全国でもトップクラスとなっている。

平成 26 年度は、高石市民が他市の「ふるさと寄附金」を活用しているのは、平成 26 年度実績は 1774 万円（市控除額は 655 万円）にも及び、高石市へのふるさと寄附金は 35 万円であった。平成 27 年度は、ふるさと寄附金が 300 万円程度の試算を出されているが、税金の他市への流出の方がはるかに多いのが現状である。

今後、より積極的なふるさと寄附金事業を行う上において、競争率が高く、抽選で当たるのが困難である工場夜景ツアー、シーサイドフェスティバルの花火などの観光事業、官民あげて魅力的な産業を育成するために、資金面や保証面のサポート、情報交流など積極的な産業振興に取り組むよう要望する。

3-2. 発電所の新設の増設（政策提案）

最近では、川内原発が再稼働し、伊予原発が再稼働する方向のようだが、関西電力の高浜原発は現時点では難航しており、依然原子力発電の稼働は予断を許さない現状と言える。

日本や関西の経済を考える上で、電力は必要不可欠である。現在の日本が置かれている状況を考えると、原子力発電所を再稼働させ、電力需要や料金を安定させる必要があり、液化天然ガスの火力発電所の建設が求められる。

しかし日本は、液化天然ガスを「ジャパンプレミアム」と呼ばれる高値で購入しており、米国の 8～9 倍の値段で購入している。シェールガスの普及にもよるが、液化天然ガスの価格は石油価格と連動するという長期契約を解消し、より安価で液化天然ガスを購入することによって、日本のエネルギー分野において他国と比べ大きなアドバンテージをもたらすことが可能となる。高石市内の臨海企業に液化天然ガスの火力発電所の建設を促し、高石市の税収増を促すと共に、市内の各企業に安全安心な電力が供給できる体制を構築するよう要望する。

3-3. 農業工業化政策の推進（政策提案、予算要望）

世界の人口が 100 億人に近づくにつれて、食糧危機は必ず世界中の問題となってくる。

平成 26 年度の食料自給率は、カロリーベースは前年度と同率で 39%、生産額ベースは前年度から 1 ポイント減少し 64%となっている。

また、高石市では現在専業農家はなくなり、兼業農家が占めている。そこで、未来の産業振興として完全閉鎖型の葉物野菜工場がある。

発光ダイオード(LED)などの人工光を用い、照度、湿温度などを自動制御で管理して野菜類を栽培する水耕栽培がある。この野菜工場の利点は、露地栽培と比べて極めて効率的な短い周期での通年栽培が可能であり、栄養価が高く無農薬で安心な野菜を、天候や気象条件に左右されることなく確実な出荷量が見込める点である。

そのような野菜工場を高石市に誘致し、学校給食などに活用することで地産地消を図り、かつ、「高石産」とした名産作りに寄与できるような取り組みをするよう要望する。

4. ファシリティマネジメントの推進（予算要望・政策提案）

本市の公共施設は高度経済成長期の昭和 40～50 年代に集中的に建てられたものが多い。（図 4 参照）同じ時期に一齐に建てられたものは、同じ時期に一齐に老朽化をむかえる。いずれは必要となる公共施設の大規模な改修、修繕を実施しようとしたとき、多額の支出が容易に予測される。そのとき、高石市は施設の管理者として「財源不足」を言い訳にはできない。

現段階から、「大規模修繕実施の時期」「必要とされる全体コストの把握」「積立、機能集約などの対策」を講じていかなければならない。

平成 26 年 5 月 21 日に国土交通省が「インフラ長寿命化計画」を策定し、平成 28 年度までに公共施設等総合管理計画を市町村が策定するよう要請されている。それを受けて、ようやく、平成 27 年度の施政方針で、高石市においても公共施設を適正管理していく計画を策定すると明確に方向づけられた。

ファシリティマネジメントの取り組みに関しては、まずは、公共施設の現況と、老朽度合の全体像の把握から始めねばならない。そのうえで、市内の公共施設の整備・維持にかかる経費を算出、それを財政計画に盛り込んで、施設の統廃合や新設をする目標を計画に入れ込んで完成となる。

しかし、この計画が形骸化されないよう 2 点ほど留意すべき点を挙げる。

ひとつは、この計画のイニシアチブを握るのは政策推進部でなければならないということ。施設の統廃合を検討する必要性に迫られたとき、各部課が現有施設に必要性を感じているのは当然のことであり、統廃合などできればしたくないのが担当部課の正直な感情であろうが、この計画に必要なのは感傷に浸る事ではなく、合理的かつ全庁的な視点をもつことである。部課をまたいだ施設機能の統合ということも想定されることから、意思決定をおこなう部課は財政事務を分掌している政策推進部が責任をもって進めるべきである。

もう 1 点は、施設整備経費の財源を定期的に基金に積み立てるべきである。これは民間建築物では当然の考えで、マンションなどでは大規模修繕のために積み立てをおこなっている。このため、マンションと併存している公共施設の場合、マンションの方は修繕費用が用意できているが、公共施設を所有している市側の財源が不足しており、更新目標年を迎えているのに修繕できないという恥ずかしい事態も起こっていた。起債は現在の負担を将来に向かって平準化するものであり、基金は将来負担すべきものを現在に平準化するものであることから、計画的に基金を積み立て、老朽更新の時期がくれば遅滞なく適正な修繕が可能となる財政的な担保を準備しておくべきである。

高石小学校	S27	東羽衣公民館	S56
高石中学校	S31	市営住宅(富木南)	S58
高南中学校	S37	菊寿苑	S59
東羽衣小学校	S38	市営住宅(富木)	S59
羽衣消防機格納倉庫	S39	清高公民館	S61
高陽小学校	S40	ふれあいゾーン	S62
清高小学校	S42	教育研究センター	H1
取石小学校	S42	市営プール	H1
羽衣小学校	S42	中央公民館	H1
北幼稚園	S45	高師浜運動場	H2
消防庁舎(高師浜出張所)	S45	慶翠苑	H4
加茂小学校	S47	羽衣公民館	H4
加茂保育所	S48	羽衣ポンプ場	H4
瑞松苑	S48	高師浜中継ポンプ場	H5
高石幼稚園	S48	高石市ふるさと村	H6
取石中学校	S48	デージードーム	H6
羽衣幼稚園	S48	綾園保育所	H6
市役所本庁舎	S51	市営住宅(富木第2)	H10
千代田公民館	S54	市営浜墓地	H11
羽衣保育所	S54	総合ライフケアセンター	H11
し尿処理場	S55	とろしプラザ	H11
加茂幼稚園	S56	市民文化会館	H15
高陽幼稚園	S56	消防倉庫	H20
体育館	S56	消防庁舎(高石消防署)	H20

図 4：高石市所有の建築物一覧
(棟別に分かれるため最も古い建築年度を採用している)

4-1. アブラたかいし

アブラたかいしは平成 15 年に建設され、本年で築 12 年を迎える。大規模改修や施設の空調など改修の手続きが必要な時期である。同施設の改修工事には、「建物本体」と「専門設備機器」の改修が必要と考えている。建物本体の工事としては、外壁や防水関係等は改修の必要があり、専門設備機器としては映写機、音響設備、照明設備、大ホールの平土間設備等が挙げられる。

市民文化会館を使用される方々に、機材が故障したために映写機のような専門機器は使えないという状況になってはならない。

当施設の設備を細部まで確認し、必要な設備投資は行っていくことを要望する。

4-2. 高石市保険医療センター

高石市保険医療センターも築後 12～16 年が経過しており、今年の夏には壁のタイルが剥がれ、玄関前のタイルも剥がれかけている。また、医療機器等も年数が経っており、機器の耐用年数も懸念される。同施設と共に、「建物本体」と「専門医療機器」の改修が必要と考えている。

長期的なビジョンをもって、施設の大規模改修や専門医療機器の更新計画の策定を要望する。

4-3. 公民館

高石市の公民館は「千代田公民館：昭和 54 年開設」「東羽衣公民館：昭和 56 年開設」「清高公民館：昭和 61 年開設」「中央公民館：平成元年開設」「羽衣公民館：平成 4 年開設」となっており、老朽化対策を行う時期である。各公民館とも、老朽化した公民館の水回り・トイレ・床・壁・防火カーテンなど修繕していく必要がある。さらに、東羽衣公民館でも、1F 集会場での 2 連引き違いサッシの修理が必要である。

高石市は、小中学校や幼稚園などの公共施設の耐震化や老朽対策を実施してきた。次の段階として、公民館等の計画的な改修を要望する。

4-4. 上下水道

高石市は「水道老朽管更新計画」を定め、平成 26 年度から 3.2 km/年ずつの更新を進めていくとのこと。それに伴い、毎年度、約 4.5 億円の支出増が必要となることから、単年度黒字を保てなくなる見込みが示されている。内部留保（資金剰余）が約 17 億円積まれているが、これも平成 39 年で残高が底をつき累積赤字が増えていくことが想定されている。

水道の老朽管更新ならびに耐震化の必要性は、震災時の広域断水リスクに備えねばならないことから、論は俟たないところである。

一方で、保険料の増や増税などで住民負担は日に日に増している。水道の安定供給が社会から要請されているとはいえ、その料金の徴取については客観的な観点と長期的な視点に立ち、また、市民への説明責任も果たさねばならない。

高石市は「水道老朽管更新計画」を定めているが、公表されている資料を見る限り、計画とは名ばかりのもので、「水道料金の算定根拠」「安定供給のために必要な資金剰余額」などが分かりづらいものとなっている。

速やかに高石市の水道ビジョンを策定し、市民が負担するに納得性の高い計画を策定、公表するべきである。

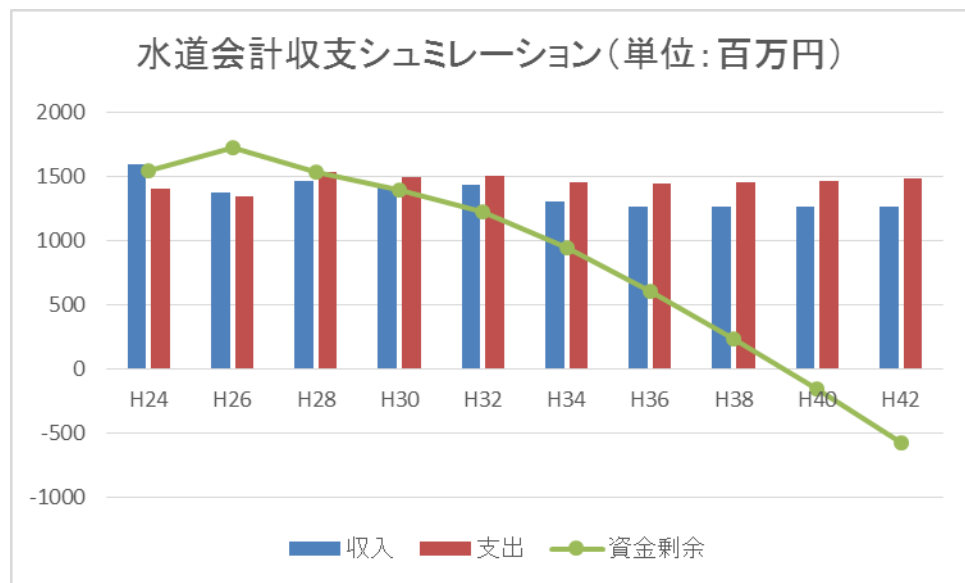


図5：水道事業会計の収支シュミレーション

II.【組織強化】～市民がよろこぶ市役所作り～

1. 経済戦略課の創設（政策提案）

高石市は市域面積の約半分が臨海工業地帯である。法人税や固定資産税などの税収が他市より多くの割合を占めており自主財源が豊富な自治体であり、この工業地帯が本市にもたらす影響は非常に大きいものである。

そういった環境下において市は臨海工業地帯と連携を強めていかなければならない。平成 23 年度に制定した西日本でもトップクラスの企業立地促進条例は大いに評価できるが、大企業の海外流出に歯止めをかけられない状況下において、今迄以上に臨海工業地帯との連携を図っていかなければならない。

しかし、臨海企業との連携を図る担当の部署は経済課で、その所掌する事務は農業、水産業、消費者問題、商工業とあまりにも広範囲に渡ってしまっている。臨海企業や内陸部の経済活性にのみ特化した経済戦略課を設置し、臨海企業のニーズを汲み取ることで新設や増設などの設備投資を促し、固定資産税などの税収増を図るべきである。

2. ソーシャルメディアを活用した広報戦略（予算要望・政策提案）

スマートフォンやタブレットの普及により、いつでも、どこでも大量に情報を得ることができるようになった。情報が膨大に増えることにおいてユーザーと情報の関係性が大きく変わったことは、情報収集への向き合い方である。

情報が膨大にネット上に流れることによって、ユーザーは能動的に情報を収集する姿勢から、受動的に情報を収集する傾向へと変化した。

他市の状況をみてもイベント案内や市民サービスの周知不足を解消するために公式の Facebook ページを作成する自治体が増えてきている。

高石市としても Facebook の「REBOOT」を立ち上げ、積極的な情報発信を行っているが、市が発信したい情報を投稿しているだけで「みんなでつくる」というキャッチフレーズは反映されていない。

市民が広めたいイベント情報などを集約し、公開については市が責任をもって行う等、「みんなでつくる」という目的の達成に向けて運営するべきである。

また、同時に必要なのは、イベントや行事の情報発信だけではなく、市民サービスを周知させる発信基地も必要である。マイナンバー制度や空き家バンク制度など、市民に周知しなければならないが、「広報と HP だけでは不十分という分野」の情報発信こそ基本であるべきと考える。



図 5：高石市の Facebook ページ

3. 地方分権に向けて権限等の受け皿体制作りの推進（政策提案）

特例市並の権限を移譲するという大阪府の権限移譲実施計画が策定され、自治体同士の広域連携で事務を受け入れるため、高石市・泉大津市・忠岡町・和泉市・岸和田・貝塚市で福祉事務の共同処理が実現し、権限移譲に向けた基礎自治体の水平連携が図られたことは、今後の地方分権の動向から考えても、その功績は大きいものである。高石市単独で事務を受託していた場合を想定しても、人件費等により年間約 4,000 万円の新たな支出が必要とされるが、この共同処理によって年間約 440 万円の負担金で事務処理が可能になっていることから、事務の共同処理のコストメリットが効果的であることは明白である。

住民に最も近い距離にいる基礎自治体の裁量が拡大されることは望ましいが、移譲される権限や事務に振り回され住民サービスが低下してしまっては本末転倒である。これからの基礎自治体は、こういった地方分権の波に耐えきることのできる体制を構築していかなければならない。

現在、進めている共同処理を活かして、移譲される権限だけではなく、既存の事務も水平連携を活かして効率的に処理し、これから新たに移譲される権限をしっかりと受け入れることのできる体制を構築しなければならない。例えば、電話相談がほとんどの消費生活センターを隣接する自治体と共同で運営したり、市民税などの滞納対策に要する人件費も単独で行うよりも共同で行うことでスケールメリットが発生する。このように既存の事務の共同処理も積極的に受け入れることでローコスト運営をしていける体制作りを要望する。

4. 人事評価制度の導入（政策提案）

地方分権により基礎自治体の責任と権限が強化されることによって、市役所と

しての組織パフォーマンスも高めていかなければならない。その為には、これまでのような採用試験の種類や年次等を重視した任用や給与処遇などの画一的な人事管理ではなく、職員個々の能力や実績等を把握して適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要である。

職員の勤務態度や実績など、人事や労務管理の一環として評価者が適正に評価を行う人事考課のできる人材の育成も視野に入れ、人事評価制度の導入を要望する。

5. 窓口業務の民間委託（予算要望・政策提案）

市役所の窓口は市民と接する機会が最も多い職場である。市民が抱く市役所へのイメージは、ほとんどがこの窓口で形成されるといっても過言ではない。

窓口の接遇を改善させるための教育ができるフロアマネージャーを配備するなどし、窓口業務の改善をいち早く進めていくべきである。

ここ数年、再三にわたり窓口改善の要望をしてきたが、抜本的な改善に至っていない。

現在、全国各地で市役所業務の窓口民間委託は進んでおり、一定の人件費の削減効果があると推察する。

窓口民間委託のメリットは、「開庁時間の延長」「資源の重点配分」「官民の役割分担で、担い手の最適化」「民間が入ることによる職員の意識改革」「市民との協働によるまちづくりの推進」などが挙げられる。

また、窓口民間業務のデメリットとしては、「高度な対応」「窓口での混乱」「高度な判断を求められた場合の対応」「民間事業者が倒産してしまった場合の対応」などが挙げられる。現在、高石市のパスポート業務においては、民間から派遣された人員により処理されている。

今後、民間委託することにより市役所のサービスとして、土曜日・日曜日・祝日の開庁の実現や、高石に引っ越してきた家族向けへのインフォメーションの実施など、行政コストを下げた上でのサービスの向上を目指す仕組みが実現できる。よって「窓口業務の民間委託のあり方検討委員会」の設置等の予算措置を要望する。

6. 分限免職基準の明確化（政策提案）

公務員の身分を失わせて、公務全体の機能を維持することを目的とした分限免職は、職務上の義務違反について個人の責任を問う「懲戒免職」とは異なり、個人の責任は問われない。しかし、分限免職の処分が行われるケースは非常に稀である。職務上の義務違反に対する制裁として行われる懲戒免職に比べて、免職させる基準の設定が難しいためである。これが「公務員をクビにできない理由」で

ある。したがって、職員としての身分を持ったまま、長期間にわたって断続的に休職を繰り返している例も見られる。

しかし、明らかな勤務実態不良や適格性欠如の状態が継続する職員を雇用し続けることは、市民から納得のいく税金の使い道では決してない。また、誠実に職務に励む職員の矜持を保つためにも分限免職の基準を設け、本市職員の規律を向上させなければならない。

メンタルヘルス対策と同時に連動させ、職員のモチベーションを向上させるとともに、適正さを欠いた職員が免職処分される基準を明確化し、かつ、それによって無駄な人件費が削減されることを要望する。

7. 民営化並びに指定管理者制度の推進（政策提案）

指定管理者制度とは、公の施設の管理について多様化する市民ニーズに対応するために、民間事業者などが有する経営ノウハウを活用し、施設の活性化や市民サービスの向上と経費の削減を同時に図ることを目的としている。

高石市の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を可能にするために高師浜運動広場や公立小学校の学校給食、市役所の窓口業務などの指定管理者制度の更なる推進を要望する。

8. 市立図書館の民間委託（予算要望・政策提案）

都市生活者には三つの“居場所”が必要だといわれる。第一の場所（ファーストプレイス）が「家」。第二の場所（セカンドプレイス）が「職場」。そしてその二つの中間地点にある第三の場所を「サードプレイス」と呼ぶ。

アプラたかいし 4F に位置する高石市立図書館が市民にとってのサードプレイスになり、情報収集や情報の発信、癒しや余暇の空間として市民が活用できる場となることを期待する。

当会派は、以前から市立図書館の指定管理制度の導入を要望しており、図書館の指定管理者による運営を可能にする「図書館条例の改正」は大いに評価する。現在は高石市立図書館指定管理者候補者選定委員会により指定管理者の選定について議論されて、11月9日頃に答申が出されると聞いている。

これまでの図書館の概念は、本を読んだり、借りたりするために図書館に行くというものだったが、これからは、読書とカフェを楽しむ安らぎの空間を作る必要がある。特に現在使われていないアプラたかいし 4F の庭園は、利用の仕方によっては、読書に快適な見晴らしのよい空間が形成される。4F の会議室は図書館に必要不可欠な自習室として活用すべきである。以上のような項目に配慮した改装工事を行う予算計上を要望する。

また、近年の図書館では Wi-Fi と来館者が使用できる適切な数のコンセントは必要不可欠であり、この機会にしっかりと設置するよう要望する。

さらに、現状の高石市立図書館では、貸出図書の滞納システムが十分ではなく、滞納マニュアルは公の責任で作成することもあわせて要望する。

蔵書に関しては、高石独自の特徴を持たせることを検討するよう要望する。例えば、岡山県立図書館のように新刊書又は児童書に関しては、すべての書籍が管理されているのが個人貸出日本一になっている。

また、公立小中学校との連携をより強化していくことは言うまでもない。

読書の無関心層を図書館に呼び込むことが重要と言える。指定管理者の運営により、開館時間が午後 8 時までとなり、休館日も削減されるという改善点だけではもったいない。高石駅前の好立地の特色を活かし、図書館を高石市の新しい中核施設とすべき投資を行い、多くの市民が憩える図書館とするための予算計上を要望する。

9. 公務員試験の SPI 導入（政策提案）

SPI とは、Synthetic Personality Inventory の略で、リクルート人事測定事業部（現リクルートマネジメントソリューションズ）が開発した就職試験で用いられる適性検査のことである。「やる気」と「豊かな想像力」のある優秀な職員を幅広く求めるためにも、民間企業で実績の多い「総合能力試験（SPI）」の導入を要望する。

この導入により、公務員試験対策の必要がなくなり、民間企業志望の人材を広く募ることが可能になる。

10. 議会での提案の取り扱いについて（政策提案）

議員から提案された案件を、行政が何年も議論せずに放置している実態がみられる。議会で一定議論された案件に関しては、行政は確りと検討し、優先順位をもって実施していくよう要望する。

11. マイナンバー制度について（政策提案）

マイナンバー制度とは、国民一人一人が生涯使う番号を割り当て、分散する個人情報、役所が一元管理するものである。2017 年から本格利用され徐々に拡大し、義務化・強制化が進んでいくことになる。

厚生労働省の室長補佐が業者から現金 100 万円を受け取ったとして逮捕された事件やなりすましなどが発生しており、他にも下記のような問題点が指摘されている。

1. 「財産税」への道になる。

マイナンバーが銀行口座などと連結すると、税務当局は個人の資産を把握でき、金融資産などに課税する「財産税」導入が容易になる。

2. 国家による“監視社会”につながる恐れがある。

制度が拡大すると、収入から資産、そして生活まで、国家の管理下に置かれる。その結果、国民のプライバシーが侵害され「すべて国民は、個人として尊重される」と定めた憲法 13 条にも抵触し、万一独裁的な権力が誕生した場合、国民は国家によって監視されてしまう可能性がある。

3. 情報流出リスクが高い。

アメリカでは「なりすまし」被害額は毎年 5 兆円に上るとの調査もあり、韓国では、昨年 1 月に約 2000 万件の住民登録番号などが流出している。米韓では、共通番号の使用を見直す動きが始まっている。情報流出リスクを考えるならば、分野別の番号制度で十分だと考える。

4. 民間企業への負担が大きい

民間企業の対応コストの平均額は約 109 万円。1000 人超の企業では平均約 581 万円（帝国データバンク調べ）。また、情報を外部に漏らすと、最高で 4 年以下の懲役、又は 200 万円以下の罰金刑を科せられる。

5. 多額の費用がかかるが、効果はあまり期待できない

制度導入に約 3000 億円かかるとも言われており、捕捉できる税収は未知数で、投資額を下回るという研究もある。

マイナンバー制度は、「社会保障と税の一体改革」つまり「増大する年金や医療などの社会保障の財源を確保するために、より税金を取る」という流れの一環と言える。最近では、2013 年末より 5000 万円以上の海外資産の申告が義務付けられ、2015 年 7 月より海外移住の際の 1 億円以上の金融資産への含み益課税が決まったが「個人資産を丸裸にして、税金をむしり取る」という圧力が強まっている。国家による“監視社会”につながる恐れがあるマイナンバー制度の見直をすべきと言える。高石市は以上を踏まえて、マイナンバー制度の導入後の取り扱いには十分な配慮をすべきである。

Ⅲ.【ブランド戦略】～活気あるまちづくり～

1. 商工会議所との連携強化（政策提案）

市内商工業者の意見を聴取したり、相互協力を図ったりと、市と商工会議所の連携は不可欠であるにもかかわらず、これまで有機的な連携がなされないまま今日に至っている。

相互の信頼関係を強いものとし、更なる連携強化を進めることを要望する。

2. フィルムコミッション宣言（政策提案）

フィルムコミッションとは映画関連業界等に対し、ロケ支援を周知広報し、映画、テレビ、コマーシャル等の制作プロダクションに対し、ロケーションセールスを実施し、ロケ撮影を誘致することである。

本市は、臨海工業地帯や浜寺運河といった希少なロケーションに恵まれている。これらを高石ブランド発信のために活用し、映画やドラマといった媒介で宣伝することのできるフィルムコミッションの設立を宣言するべきである。

3. 高師浜線の活性化（政策提案）

高師浜線の活性化については、当初には高師浜線の存続が危ぶまれる意見があった為、公共交通の活性化・高師浜線の乗降客の増加による高師浜線の存続が目的であった。

高石市はブランド戦略と称して、①羽衣地区再開発事業・JR東羽衣駅北用地の民間開発、②臨海企業のバスターミナル、③エコ通勤によるレンタルサイクル、④伽羅橋駅の商店街・伽羅橋公園の改築、⑤旧市民会館・図書館の再開発、⑥シーサイドフェスティバルなど6つの事業を計画し、その一部を実施した。

実施した事業の効果の検証はさておき、昨年大阪府・高石市・南海電鉄㈱により高師浜線の連立事業を計画通り進める事が決定された。

本来の目的である乗降客の増加という目的を達成するためには、南海電鉄㈱自身が利用客の利便性を十分に考慮し、単純に羽衣駅での高師浜線と急行の接続を良くすれば済む話である。およそ25年前にはその利便性の高さから、乗降客は常に混み合っていたという記憶がある。

こういった状況のなか、まちづくりの一環として先に挙げた①～⑥の事業を実施するのであれば、地域住民にも喜んでもらえると考ええる。ただ、②と⑤の事業以外は乗降客の増加に資する事業ではない。

南海電鉄㈱に対して、羽衣駅での難波行きの急行と難波から帰ってきた急行と高師浜線が円滑に乗換できるようなダイヤ改正について交渉するよう要望する。

4. 羽衣再開発事業（政策提案）

羽衣駅周辺の開発に必要なポイントは、代替地の確保と南海電鉄と上手に付き合い、羽衣駅周辺のマネジメントを南海電鉄含めて有効に対応することだと考える。

現在、権利変換に係る権利者との調整が難航していることにより、羽衣再開発事業の進捗が思うように進んでない。地権者の要望に添える物件があればよいが、現実問題として羽衣駅周辺の民間用地は、近い将来、再開発事業や高架化事業によって、土地の評価が上がる可能性が高い。よって、現時点では地権者の要望に沿う物件が新たに見つかるとは考えにくい。

高石市は、市有地の提供を含めた検討を行い、地権者の要望も受け入れつつ、実現可能な落としどころを探る必要があり、地権者にも現状を一定理解していただく丁寧な説明が求められる。権利変換に係る権利者との調整を早急に進めていくよう要望する。

次に、高架化事業を行っている南海電鉄(株)との対応が挙げられる。南海電鉄(株)は、三国ヶ丘駅の開発、プラットプラット、なんばパークスなどの大規模な商業施設の開発が評価されている。民間のノウハウを羽衣駅周辺のエリアマネジメントに活かしていく取り組みが求められる。

特に、羽衣再開発ビルを「つくる」だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）の方法、つまり「育てること」までを考えた開発を行うことが肝要である。また、既成市街地等においても維持管理・運営を行い、地域を「育てること」が必要とされている。その為には、高架下にも一定の商業施設を入れる可能性が高い南海電鉄(株)としっかりと連携を取ることが求められる。

特に、連立交差事業と同時に工事完成前に、羽衣駅周辺のまちづくりをどうデザインしていくかのビジョンや構想を立てる必要がある。

羽衣駅は、1日約2万人が利用される急行停車駅である。そのことから乗降客のニーズに合った駐輪場等のインフラの整備が不可欠で、近隣には高校・大学・専門学校等があり、文教都市や羽衣地域にあったモダンなイメージや空間を形成すべきである。

ペDESTリアンデッキに関しては、障がい者等に配慮したバリアフリー化を求める。また、賑わいの創出に関しては、2Fエリアは商業スペースが小規模にならざるを得ないため、構造上期待できない。よって、高架下を含めた1F部分に集客を促す仕組みを構築するようを要望する。

最後に、再開発事業の総事業費は約74億円。近年は資材費や人件費が高騰しており、計画通りの予算で事業が進められるかは疑問がある。工期や予算含めた円滑な事業運営をしていくことを要望する。

4-1. 羽衣再開発における駐車場、駐輪場のスペースについて

羽衣駅は、1日約2万人が利用される急行停車駅であり、乗降客のニーズに合った駐輪場等のインフラの整備が不可欠と言える。現在でも、駐輪場は一部で不足している現状と言える。

現在の羽衣駅西側の第一駐輪場と駅東側の第一駐輪場が無くなるため、高架下の駐輪場の設置が求められる。特に、駐輪場に関しては「通勤通学など毎日長時間利用される駐輪場」と「羽衣駅周辺施設を利用する駐輪場（1時間無料など）」を明確に分けていくことが重要である。

駐車場の設置に関しては、現実的には高石市には有用な土地はなく、羽衣駅周辺で民間に任せる必要がある。羽衣駅周辺の賑わいを促すには、駐車場が不可欠なことは言うまでもない。そのことを踏まえた羽衣駅周辺のまちづくりのビジョンを立てることを要望する。

5. 旧市民会館・図書館の再開発について（予算要望・政策提案）

「旧市民会館・図書館の再開発」については、市所有の遊休地を有効活用することにより、高師浜線の利用促進に貢献するような民間開発を検討しており、

「産学協働による産業エネルギーの研究等を紹介する施設」と「関西国際空港のインバウンドを活用したアジアの若者との文化・学術の交流拠点となる施設」とする方向性を基本として、また更なる可能性を模索して誘致を進める必要があると提言していた。

また、再開発事業が進まない事から、別の視点からの再開発をしていくべきだとも提言してきた。

大阪府立臨海スポーツセンターと高師浜運動広場・野球場も含め一体的に考える必要性がある。

当該エリアのデメリットの部分は、周辺道路のアクセスの悪さ・面でとらえきれず点でしかとらえきれていないことである。そもそものメリットである施設の強みを生かし、面でとらえて施設開発をすることによって、素晴らしい施設になる可能性がある。

具体的には「旧市民会館・図書館の再開発」には「食事ができる温泉施設」や「バッティングセンター」や「パターゴルフ」「アミューズメント的な施設」の誘致を検討すべきであり、野球やサッカー、アイススケート帰りに温泉や食事ができる場所は魅力的である。また、「高師浜運動広場」と「旧市民会館・図書館」との間に道を作れば、十分な連携を取れ、スポーツ帰りに温泉や食事も可能となる。

臨海スポーツセンターと高師浜運動広場を連携させれば、野球場・サッカー場・テニス場・体育館・アイススケート・漕艇センターが隣接している関西でも有数のエリアになる。

そして、この一帯を「たかいしスポーツセンター」というくくりでブランド化し、民間活用を促すことによって、利用者の増加、ブランド力UPにつなげることは従前より提案してきた。

何れにせよ既にここまでこの地を眠らせて来たので、慌てる事なく長期的視野に立ち、高師浜線の乗降客の増加もさることながら、市民が満足し市外からも利用される、賑わい・活気の溢れる場となる開発をおこなうよう要望する。



6. 企業バスターミナルの移転について（予算要望・政策提案）

本年度企業バスターミナルの実証実験が実施される事が決定し、この実験の結果により一定の方向性が示される事になる。

当然、懸念されていた高師浜線の乗降客の増加への寄与・費用対効果を検証したうえで本格運行を模索する事となるのだが、この部分に関しては緻密な分析を強く要望する。

また、地元の交通に対する影響を最優先で考慮頂き、特に子供達の通学に対して危険がない様に十分な配慮をするよう要望する。従前よりも一般車の抜け道通行が減少するのかどうか、バスの運行が子供達に危険を及ぼさないのかを特に注視すべきである。

本格運行に際しては、ターミナルの土地について対応方法についての確りと示す様合わせて要望する。一方で、バス運行や土地取得などの採算性を考慮し、実証実験結果如何によっては事業中止という判断も視野に入れるよう要望する。

7. 芦田川整備事業（政策提案）

ふるさとの川整備事業は、現在、万成橋周辺の改修事業が行われており、この芦田川は高石のシンボルロードと位置付けられた南海中央線と接合することから、この地域は高石の美しい景観が集約されたエリアとなることが予想される。健康管理のためのウォーキングや愛犬の散歩など、市民の集う場として戦略的な導線を描くよう要望する。

また、新しい遊具や、緑化された沿道などが現在整備されているが、「最初だけキレイ」で何年か後に雑草は生い茂り、遊具の管理コスト縮減のため撤去されるなら、現在の整備費用が全くのムダになる。適切な管理が継続されるよう要望する。

8. 関西空港の活性化と泉州9市4町の連携（政策提案）

関西地域の活性化には、地元9市4町と新関西国際空港会社が共通の認識をもって互いに連携・協力し、関西空港の旅客需要、貨物需要を伸ばし、国際ハブ空港の機能を強化することや泉州地域の活性化に向けて取り組んでいるところである。

しかし、関西空港が国際ハブ空港としての機能を有したとしても、泉州地域へのインバウンドの効果を過剰に期待することはできない。新産業の創出や魅力的な観光地づくりなどの自助努力によって、初めてその地域が発展する。

新関西国際空港会社によると、今年7月の旅客数は前年同月比25%増の205万人と過去最高の2000年8月の実績（203万人）を上回った。関西空港の利用客増加に伴い、訪日外国人の来訪地域として大阪が増加傾向にある。4～6月の3カ月間に訪れた外国人数は、前年同期比97%増の約190万人。大阪観光局は、2015年は統計を取り始めた2001年以降で過去最多の500万人以上を達成する見通しだ。

そこで、高石市として「新産業の創出」や「泉州地域の観光資源を活用した魅力的な観光地づくり」を広域的な連携をもって構築していくことを要望する。

9. 人口問題について（予算要望・政策提案）

最大で6万7,000人台であった高石市の人口は、年々減少傾向を辿り、近年では年平均300～500人程度減少し、現在は5万8,000人台となっている。

昨年12月に示された地方版総合戦略では、人口を2060年に1億人程度確保する「長期ビジョン」と、本年から5年間の政策目標・施策を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。

高石市の転入・転出状況に関しては、平成23年度転入者数1,979人、同年転出者数2,383人（マイナス404人）である。平成24年度転入者数1,931人、同

年転出者 2,258 人（マイナス 327 人）である。高石市の人口当たりの転出率は他市と比較しても 3%台と低いと考えている。しかし、平成 24 年度出生者数（15～49 歳女性人口当たり）は 510 人（出生率 4%）、平成 25 年度出生数 494 人（出生率 39%）である。

つまり高石市の場合は、人口流入の推進（転入者数と出生数の増加）が課題と言える。

9-1. 人口問題に対する専門的なセクションの立ち上げ

少子高齢化や人口減少への対応、地域の様々な課題を中長期的な視野に立って取り組むには、現在の企画課だけで分掌されるべきではない。高石市でも、子育て・教育・福祉・空き家対策・駅周辺の賑わい・土木・財政等の課題があり、行政の縦割りの弊害をなくして、全庁的な議論が必要である。

これらをまとめるために、専門的なセクションとして立ち上げ、人口増加に向けて積極的な取り組みをしていくことを要望する。

9-2. 空き家対策

空き家の増加は、国内の社会問題となっており、高石市でも、毎年空き家が増え続け、約 1,000 戸以上の空き家があると推察されている。

高志会として、空き家の問題を主張し続けて 4 年、ようやく本年より空き家バンク制度が開始された。高石市の人口減少傾向に歯止めをかけるためには、空き家を活用した、転入や定住の促進を促す施策が求められる。

空き家を利活用して、高石市への転入促進を施策として「老朽空き家の除去」「耐震性」「子育て・高齢者支援」などが国の支援を含めて検討する必要がある。特に、子育て世帯の転入促進は重要だと考えており、魅力あるインセンティブを実施できるよう要望する。

また、空き家は更地に比べ固定資産税が軽減されており、有効な活用が難しいことから放置されやすい現状がある。今後、空き家をより迅速に市場に供給し、利活用を促す為には、一定の手続きの後に軽減税率を撤廃することが必要不可欠となる。まずは、空き家バンク制度を定着させることが重要だが、それだけでは 1000 戸以上ある空き家の抜本的な解消には程遠い。将来的には、5～10 年程度を目安に、段階的に軽減税率を引き下げ、空き家の売買を促す取り組み等を含めた、積極的な空き家対策を要望する。

さらに、本市では危険な特定空き家（老朽空き家）が約 5～10 戸程度あると推察され、行政代執行の手続きも確認しつつ、所有者が適切な対応を取らない場合、毅然とした対応を要望する。

9-3. マンションの高層化

高石市は10年間で3,500人以上も人口が減少している。しかし、核家族化によって、世帯数はこの10年間で500戸以上増加している。

人口増加策には、まず高石市に住む場所が少ないことが挙げられる。核家族化が進み、面積が狭く住宅の開発余地が少ない高石市がより活気を取り戻すには、上記の空き家対策と共にマンションの高層化が不可欠である。また、子育て世代の定住促進には、3LDK以上の物件が望ましい。

平成27年11月3日時点の不動産市場に掲載されている3LDK以上の中古マンションは【高石市：19戸、鳳地区：8戸、泉大津市：26戸、北信太～和泉府中地区：35戸】と高石市は、3LDK以上の物件が少ない現状で、住みたくても、選択できる物件が少なく、土地も狭く値段が高いなどの理由により、近隣市町村に流れる傾向がある。

開発エリアの少ない高石市で、定住促進を建設的に考えるならば、駅前地域や主要駅から徒歩10～15分圏内の地域を中心にマンションの高層化を考えるべきである。

都市計画や建築規制などを緩和すれば、空間を活かして、地価が安くて広い部屋に住めるようになる。有用な土地には、都市計画を含めて柔軟に対応し、規制緩和策の検討を要望する。

また、羽衣駅再開発事業や東羽衣駅北ヤードをよりドラスティックに開発していくことを要望する。

9-4. 出生率の向上 国民希望出生率1.8%への取り組み

我が国では、平成26年の合計特殊出生率は1.42%と9年ぶりに低下し、出生数も100万人（過去最低）にとどまるなど、人口減少に歯止めがかかっていない。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。2040年の高石市の人口は、4万6,000人台になることが試算されている。また、2030～2040年頃に出生率が2.07%まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。

地方版総合戦略の議論では、人口減少対策については自治体間競争になり、バラマキ型の政策になりやすいことが懸念されている。石川県野々市市を視察すると、都市部（金沢市）へのアクセスと住環境がよく、買い物等の利便性もよいことから、子育て世帯が定住している。その為、出生率が5.8%（平成24年度）と比較的高い傾向が見られた。

政府も希望出生率1.8%を目標に掲げており、子供を産み育てやすい環境が必然的に望まれる。しかし、子育て世帯が第三子以上の子供を出産できない要因として、「子育てや教育費にお金がかかりすぎる」という指摘がある（2011年内閣

府の調査)。ただ、この議論では、乳幼児等医療助成や妊産婦検診の助成の拡大など、他市との自治体間競争の域を出ない横並びの政策しか議論されていない。

その為、高石市としては、子供を3人以上産み育てている家庭には、税制優遇や保育所費や教育費の公費における優遇などを検討すべきである。また子供を3人以上育てた女性が不遇に見舞われた際、自治体が生活を支援するなどを検討すると同時に、子育てや教育環境をより充実させ「子育てや教育をするには高石市へ」とPRし、まずは出生率1.8%を目指す取り組みを立案し、PDCAサイクルにて検証していくことを要望する。

10. 高石市内の各駅周辺のあり方について（予算要望・政策提案）

高石市内の各駅周辺の活性化等のあり方については以下のとおり提案する。※羽衣駅は別に記載済み。

10-1. 高石駅西地区

高石駅西地区のまちづくり（区画整理等）は地域の反対もあり、長年停滞していた事業だが、平成25年度からまちづくり協議会が再始動し、地域の意向調査、意見聴取などが行われ、平成27年10月1日には地域住民参加型の「まちづくり説明会」が開催された。

同じ小学校区である高師浜1,2,3,4丁目・千代田2丁目と、当該地域（千代田1丁目）を比較すると、駅前にもかかわらず最も子育て世代が激減し、高齢化が進んでいる。

「家の前まで自動車では入れない」「3階建てが建設できない」などの理由によるものと思われるが、根本的な要因として考えられるのは、かつて決定された計画が進捗されずに、宙に浮いたままになっているからである。

消防活動困難区域の解消だけでなく人口減少対策の観点からも当該地域の方向性を構築すべきである。

10-2. 北助松商店街

高石市内で唯一の法人格を有する商店街である「北助松商店街」は、道路を挟んで泉大津市と隣接している全国的にも珍しい商店街である。

地域住民が主体となって取り組んでいる「わいわいフェスタ」が継続実施されており、盛り上がりを見せている。

高石市としても泉大津市と連携し、地域の商店や住民が運営しやすい環境を整え、後方から支援できるよう要望する。

10-3. 富木駅周辺

取石地区の整備は非常に遅れており、取石地域の不満の声も数多く寄せられている。富木駅周辺の整備については、「富木駅の北一番踏切の拡幅」が今後 JR との協議が整うか否かが最重要課題である。アリオ鳳によって周辺地域に賑わいがある中で、富木駅の踏切の狭さが、富木地区の開発を停滞させている。そして、富木駅から国道 26 号線に向けて一方通行になっている道の拡幅を実現し、対面通行可能な道にすることと、富木駅東側の整備を行うことを要望する。

10-4. 高石駅東側再整備

南海本線の高架化に伴い、高架下・側道・周辺道路の整備も当然必要である。これらの完成時のビジョン、完成予想図を早期に作成し計画を立て速やかに実行し早期完成を目指すべきと考える。

高石駅東側の駅前ロータリーにおいて、現在の形状は東側の一方向から進入し、同じ東側の一方向にしか退出できない形状である。

ロータリーの利用状況は何度も目にしているが、時々一般の自動車の進入はあるものの、ほとんどは配達業者の車の U ターンとタクシーの停留場となっている。また、選挙の際の選挙車両の停留、巡回といったところである。

現状では市民に利便性があるとは思えない。高石の中心に位置するアプラたかいの周りに人が集まりやすい環境づくりを要望する。具体的には、現在東側一方向しか出入りができないロータリーの形状を南側からも進入可能とし、東にも北にも抜けられるという形状へと変更する方が利便性は格段に上がると考える。

連続立体交差事業を進めていく中で、現在のロータリーのあり方も検証し、利便性向上に向けて考慮、検討するよう要望する。

11. Wi-Fi の整備について（予算要望・政策提案）

無線 LAN の規格のひとつである Wi-Fi は、インターネット、情報通信など、現在の社会において必要不可欠であり、東京オリンピック、パラリンピックの事前キャンプ招致にも大いに関係があるものとする。海外への通信にはかなりの高額な費用がかかるが、フリーWi-Fiだとそれが無料になる。

日本人が海外へ旅行などに行った時と同じように海外の方が来日された際にもフリーWi-Fi というのは非常に重要なものである。国でも Wi-Fi 整備を推進しており、観光目的、防災目的の Wi-Fi 整備であれば国から 1/2 の補助金が得られる制度がある。

現在の通信社会は NTT に代表されるように、Wi-Fi による町興しなどにも取り組んでいる。実際、有事の際では電話が大変つながりにくい状態になる。先日、甚大な被害を受けた鬼怒川の氾濫事故の際、ツイッターから救助要請を受け、そこからの 119 番への通報により救助されたという事例もあった。様々な通信手段が

ある現代社会において、電話以外の通信手段の確保という点で防災面にも大いに役立つと考える。

関西国際空港を要するこの泉州地域において高石のみでとどまるものでなく泉州地域一帯となって整備していくべきと考えているが、モデル地域となるべくまずは本市から進めていくべきである。

これを足がかりに高石市内全域に広がることを理想とする。インターネット、メール、ソーシャルネットワークというものは現在の若者にとって生活に染み付いているものである。若者を街に呼び込むという効果、または定住の促進に大きな魅力になるものとする。

イニシャル、ランニングと両方のコストが嵩むことから一度に全域の整備というのは困難ではあるが、まずは公共施設・公園・本市の駅周辺地域などに整備し、検証しながら広げていくべきである。

12. 市民活動による街の活性、文化の継承等への支援制度（予算要望・政策提案）

だんじり祭りをはじめとし、高石模型祭りなど幾つかの事業が市民の行動やアイデアによって行われている。地域のことを考え、ひいては高石の発展のために尽力されているイベントが多数ある。

市民が行政を身近に感じるように、市民のアイデアや行動を喚起し本当の意味での市民による市民のための街づくりを行うため、高石の活性、発展、文化の継承に繋がる市民事業に対し支援する制度の策定を要望する。

例えば和泉市では事業内容などを書き込んだエントリーシートを提出し、様々な事業に対し、市民が投票することで支援が決定するという制度がある。高石市においても市民の活動を応援する行政であるよう要望する。

13. 広域連携の取り組みについて（予算要望・政策提案）

関西広域連合を一例に、観光行政の広域連携の有効性、必要性が高まってきている。以前まで、観光サービスをひとつの自治体で完結させる我田引水型の政治が続けられてきたが、それでは泉州地域が有する観光資源が散在してしまっており、本来持っている魅力を有効的に PR できていないのが現状である。

地車などの祭礼、熊野街道、古墳群や水間寺などの歴史的な資産、毛布や織物、包丁などの伝統的なモノ作り、関西空港やラポートなどの大規模商業施設の経済面での集積化など、泉州には活用如何によって世界に誇れる観光資源が確実に存在している。堺以南の泉州地域の自治体間連携を強め、公共交通の利便性を高め、コンパクトシティとしてのネットワークが形成されるような取り組みを要望する。

IV.【公平な社会の実現】～みんなに優しいまちづくり～

1. 滞納金の整理（政策提案）

本市には多額な収入未済金と不納欠損金がある。生活困窮者に対しては温情ある対応をしないといけないが、一方で額に汗して働いて税金や使用料を支払っているのにもかかわらず悪質な滞納者が存在するようでは、あまりにも不公平で、頑張っている人たちの仕事への意欲も削ぐ原因となる。

滞納者情報の一元化や必要があれば、他市との広域連携を図り、効率的・効果的な滞納金徴収に取り組むべきである。

2. 介護予防の充実（予算要望）

介護予防の要諦は「高齢者が外出すること」である。勇退後も趣味や遣り甲斐を見つけることのできる方々もいれば、定年後の「燃え尽き症候群」により引きこもってしまい、精神的な疾患にかかってしまう方々もいる。

まずは「高齢者」と一括りにせず、多様な人生を歩んでこられたからこそ、多様で小規模な居場所づくりが必要不可欠である。「大きな施設が少数あればいい」という考え方は介護給付の観点からも合理的に見えるが、そのみでは必ず「行きにくい」と考えてしまう高齢者も多数存在してしまい、介護予防としての効果は薄いものとなる。

それゆえ、現存の介護予防事業の支援はもとより、市民主体で取り組んでいこうとする多様な団体を応援できる体制が必要である。

また、SWC との連携も密にし、健康意識を高め、医療費・介護給付費等の縮減に努めるよう要望する。

3. 子育て世代の居場所づくり（予算要望）

常設の子育て支援センター的な役割を担う居場所を子育て世代の保護者は求めている。公民館やコミュニティセンターの利用時間を弾力的に活用し、いつでも気軽に相談できる子育て世代の居場所づくりを進めるよう要望する。

4. 生活保護の適正受給（政策提案・予算要望）

高石での不正受給額は他市と比較して少ない（図 5 参照）が、だからといって看過できる状況ではない。当局が把握している不正受給はあくまで氷山の一角であって、まだまだ表面化されていない不正受給額は存在する。

生活保護受給せざるを得ない困窮者への支援の必要性は言うまでもないが、弱者利権と呼ばれる生活保護費の不正受給を根絶しなければ生活保護制度そのものの基盤を揺らがしかねない。受給が必要な方が受給できずに、不要な方が給付を受

けているという逆転現象が起こらないよう努めるよう要望する。効果的・効率的な状況把握に努め、不正受給根絶に向けて取り組むべきである。

	件数	金額
平成 22 年度	3 件	301 万 8,237 円
平成 23 年度	8 件	252 万 4,516 円
平成 24 年度	7 件	275 万 7,716 円
平成 25 年度	6 件	116 万 9,510 円
平成 26 年度	7 件	253 万 9,671 円

図 5：高石市における生活保護費の不正受給額（件数と金額）

5. 乳幼児医療のあり方（予算要望）

高石市の乳幼児医療費は通院が小学校卒業まで、入院が中学校卒業までとなっているが、堺市は通院、入院とも中学校卒業までと隣接する自治体間に大きな差がある。

この乳幼児医療費制度の拡充は「自治体同士、財源がないのにコスト意識のない議会と市民からの圧力と政治的マター」になっていることから、自治体間のチキンレースの様相をみせている。

子育て世代からすれば必要にみえるが、一方で考えなければならないのは、小児科の負担が増加することと、必要性の乏しい受診行動を起こす住民が増えることで総医療費の増につながることである。

乳幼児医療費拡充の進行が早かった関東の自治体では「こども医療費適正受診プログラム」をつくって適正受診を促している事例もあるほど。

「市民が望んでいるから」という一方向の要望を叶えるのではなく、それを受けることで社会全体に及ぼす影響を考量するのが公的機関の努めである。

よって、助成を拡大する方向と、それによるリスクマネジメントを同時展開しなければならないことを留意するよう要望する。

6. 母子健康センターの利用促進（政策提案）

高石市の母子健康センターは全国で唯一の公立助産所である。かつての日本人が営んできた自然なお産というものが見直され、広まりつつあるなか、当センターの果たす社会的役割は極めて大きい。

しかしながら、同センターが一体どういう施設なのかを知らない市民が多く、まだまだ周知不足であることも否めない。

同センターの自然なお産ができる施設であるということの啓発に努めることもさることながら、母親になる前の心構えや最低限の知識をしっかりと体得できる施設であるということも普及促進していくべきである。

7. 「教育部子育て課（子ども課）」として新設（政策提案）

子ども・子育て支援制度によって、幼保連携型の認定こども園への意向が進み、また待機児童の解消や地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実が求められる。

現在は福祉部の子育て支援課が、幼稚園、保育所の入所や様々なサポート、事務を請け負っている。しかし、幼稚園や保育所を卒園してから小学校～中学校へと一体的な連携が不可欠だと考えており、生後から 18 歳の年代までは、教育部が一体として運営するべきであり、子育て支援課の保育所部門を教育部に移設し、「（仮称）教育部子育て課（子ども課）」として新設することを要望する。

8. 福祉バスの有効活用（政策提案）

高石市の福祉バスは、「らくらく号」と「ふれあい号」の 2 台で 1 日 10 便運行し、市内の公共施設等を巡回している。これまで何度も主張してきたが、役所の縦割り行政の弊害もあり、議論が進んでいない。現在の福祉バスが制度開始以来 7～8 年経過しており、エンジントラブルなども起き、バスの更新時期が近づいている。これを機に、福祉バスの運営についても、より利便性を向上させるべく真剣に議論をすべきである。

コストの低い福祉バス（白ナンバー）の体制で、病院や量販店等から広告費等を募り、バスのネーミングやバスを広告塔として利用し、「バスの増便や土日の利用」「運行時間の延長」「利用年齢の拡大」「病院や量販店前の停車」「アリオ鳳など近隣市の主要地に停車」「縦割り行政の改革」などまずは様々な議論を始めていくことを要望する。

9. 高齢者の「生涯現役社会」の実現（政策提案）

近年の研究では、高齢者は健康であることが明らかになっている。実際、高齢者の通常歩行速度を比較すると、10 年で 10 歳ほど若返っているという研究結果が出ている。

歩行速度は「若さと健康のバロメーター」とも言われており、現在は健康寿命が 10 歳程度伸びていると考えることができる。その意味で、60～65 歳定年制が導入された時期より肉体年齢が 10 歳若返っていることを考えると、75 歳まで働けることが妥当な年齢と言える。

実際、65～70 歳の年齢層では、介護保険を受給している人は男性(2089 人中 82 名)、女性（2339 人中 92 名）とも 3.9%に過ぎない。

今後行政は、超高齢社会を逆転の発想でプラスに考え、高齢者の方々が元気に働ける「生涯現役社会」を築く下支えをすべきと考える。「生涯現役社会」は社会保障費抑制策としてだけではなく、老後も「生きがい」を持って生きていくために重

要な政策である。また、高齢者の方々は、若者が持っていない「経験・知識・人脈」という財産を持っている。この財産を有効活用することが地域の発展にもかかせなくなってくる。企業が高齢者の雇用を後押しする雇用政策を要望する。

10. 定期的な福祉の連絡協議会の開催（政策提案）

高齢化社会が進む現代の社会において地域全体で見守り共存していくことが大切であるとする。社会福祉協議会・地域包括センター・医師会・ケアマネジャー・特別養護老人ホーム・グループホーム・介護者家族の会・各自治会に至るまで福祉に関するあらゆる団体と必要な情報を共有できるような協議会の開催を要望する。

それら各団体と定期的な連絡協議会を開催し、情報や意見の交換を行い認知症患者や要介護者、高齢者が安心して暮らせる高石市を目指すことが重要であるとする。

11. 保育所の継続入所について（政策提案）

第1子を保育所に預け、第2子を出産された場合、産前産後の休業を経過し、育児休業期間に入ると第1子を一時退園させないといけない。これは、産前産後は保育所の入所基準に適合しているが、育児休業期間は入所基準に適合していないとの理由から生じている課題である。この場合、認定こども園化している保育所（取石、加茂、東羽衣、南海愛児園、取石南）の場合は、第1子を1号認定に切り替えることによって、継続して施設に入所可能だが、認定こども園化していない保育所（羽衣保育所、綾園保育所）に関しては、上記のように退園を迫られることになる。

そこで、高石市としては、羽衣保育所と綾園保育所を早期に認定こども園化に向けた取り組みを要望する。

同時に、継続入所できるよう要望する。ましてや、高石市は待機児童が少ない街であることから、第1子を退園させる手続きを保護者に強いることは子育てに優しい街とはいえない。

V. 【防災・防犯】～市民が安心して安全に暮らせるまちづくり～

1. 臨海工業地帯の防災対策（予算要望・政策提案）

臨海工業地帯は埋め立て地であり、来るべき南海・東南海地震で発生する津波による被害が甚大であることが容易に想定される。少しでも被害を少なくするために万全の備えをしておかなければならない。

幸いにして、浜寺運河が臨海部の工場エリアと内陸部の住宅エリアを分断しているので、臨海部で大爆発や大火災があっても内陸部まで大きな被害が及ぶ可能性は低いと考える。ただ、取り扱っている危険物については、内陸部まで及ぶ可能性があるがあるので、各工場の防災力も一層向上していくよう市からも要望を挙げていくべきである。

また臨海部の従業員の避難については津波避難タワーの建設の促進や企業立地等促進条例・高砂 1 号線の液状化対策と既に実施してきたところではあるが、防災には「これで大丈夫」という概念こそ取り払うべきであって、今後も臨海部で汗流して働いてくれている人たちが安心して仕事に従事してもらえるよう臨海部や大阪府と連携を強化し、進めていくべきである。

今後も、液状化対策については西向き車線の実施、1 号線と各企業との接点（歩道部分）の液状化対策実施に関する問題の対応、更に阪神高速湾岸線に避難できるような取り組みについての協議も進めていかなければならない。

2. 総合避難訓練のレベルアップ（政策提案）

今年も 11 月 5 日に津波避難訓練が実施された。災害の被害を最小限に喰いとめることに最も貢献するのは、住民の意識である。しかし、東日本大震災から時間が経過するにつれ、どうしても意識が薄くなってしまう傾向があるということも直視しなければならない。

行政は、住民の生命と財産を護るために、住民にどのようにして働きかけをするべきなのか、どのようにして意識を継続してもらうかを思考錯誤しなければならない。

特に、昼間の災害時においては、地域には子供と高齢者が中心に避難するという状況も出てくると推察する。その為に、防災教育の充実や地域での子供と高齢者との関係を密にしていくことは非常に重要になってくる。

避難訓練の成果は、決して参加人数の多寡ではない。避難しているときの住民の姿勢、職員の態度など、避難訓練を通して透けて見えてくるものに改善すべき課題が見つかることもある。その課題を精査し、毎年毎年の総合避難訓練の練度の向上こそ、住民の防災意識を継続させる最良の手段である。PDCA サイクルをもって、総合避難訓練を向上させていくよう要望する。

3. 被災時のパートナーシップ（政策提案）

東南海・南海地震が発生した場合は、沿岸の自治体が広範囲に渡って津波被害を受けることが予想される。その場合、物資などの供給ラインが煩雑になり、避難所や避難者に対して円滑に食糧が届かなくなる可能性がある。

そういった事態を防ぐためにも、事前から津波被害を受けることのない山間部の自治体と災害発生時の相互支援の協定を結び、カウンターパート方式で円滑に物資を供給、調達できるようなパートナーシップを要望する。

また本年、堺高石青年会議所が社会福祉協議会と協定を結び、災害時の支援を表明している。こういった取組みも十分考慮し、うまく活用すべきである。

4. 道路の整備（予算要望）

高石市内の主要道路について、以下のとおり要望する。

4-1. 南海中央線について

未だ地域住民からの危険視する声は収まらず、交差点内の縁石には車のタイヤ痕が見られる現状があり、縁石に乗り上げてしまうという事例も散見される。

また、左折する自動車が縁石を避けるために大回りし、右折待ち車両に接近し、事故が起これそうな事例も多数あり、トラック等の車長が長い車両は右折待ち車両がある際、曲がりきれず一旦停止後バックし進路を取り直すという事例も発生している。

ほとんどの自動車が左折の際、曲がり切った時にはセンターラインを越えてしまっており、そこから左側の車線に戻っていくという進路である。

交差点内の縁石については自動車による自転車への巻き込み事故の防止策であるということであるが、交差点内のアールのついた縁石にならない自転車が一旦左折するかのような進路をとってから直進に向いてくるため、左折自動車が急ブレーキをかけてしまうという事例も見受けられる。

南海中央線での人身事故の件数は平成 24 年の自転車道ができる以前と平成 25 年以降、自転車道が出来てからと比べると増加している。

交通安全において守られるべき順番として、歩行者、次に自転車、そして自動車であるということは理解できるが、自動車を安全に運転しづらい状況では歩行者や自転車の安全度が高まるとは考えにくい。自動車が安全にスムーズに運行されている方が歩行者や自転車の安全に繋がると考える。

どのような対策でも完全に安全が守られるということではないが、交差点内の縁石については大変危険である。オレンジのゴム製のポールのみであれば、万一接触したとしても大怪我や自動車、自転車の故障や破損等に至らないと考える。

高石市内のメイン道路とも言える南海中央線は、ウォーキングやジョギングのみならず、すべての利用者において安全安心快適な道路を目指すべきである。

交差点内の縁石については市民の声としても危険だという現実を認識すべきであり、早期に形状の変更へ取り組むよう要望する。

4-2. 新村北線について

平成 27 年に開通した新村北線は、周辺住民のみならず市内の東西を結ぶ重要な道路の一つである。

しかしながら、当該道路においては現在もまだ改善を必要とされる部分があるように感じてやまない。開通式で警察署長が、「安全な道路が出来た」とのコメントを述べられていたが、実際にはいかがだろうか。次の点を問題視し地元住民からの陳情は多く寄せられており、地域自治会とも相談のうえ警察に対しても要望を行うが、ここに記載する。

まず中小路通りとの交差点において、南北方向の信号機が歩行者横断用の信号機のための配置となっており、押しボタン式であるため車の通行のみならず歩行者・自転車も横断に関して困惑している。土地感のない運転手がこの交差点を通行した場合、従来の東西青信号よりは改善されたものの、視認性が悪く事故の発生する危険性はいまだ残っていると考える。早期に通常の信号機が 4 台設置された交差点になる事を要望する。

更に北幼稚園前に関しては、南北の横断歩道の設置を要望する。この箇所の東側には横断歩道と信号機が設置されているものの、東羽衣小学校への抜け道として幼稚園前を横断してしまうケースが散見される。子ども達の安全のためにも横断歩道の設置と注意喚起を要望する。

また警察への要望書には記載されていないが、高石市として検討すべきは、全線において自転車の通行レーンが整備されているものの、車道の幅員を圧迫している事と自転車レーンの塗装が段になっていて自転車の走行者に嫌悪感を持たせる事から車道側へ避ける可能性もあり、自動車と自転車の接触事故が発生する可能性が高いと感じる。この件についても一考を願う。

4-3. 高石北線について

高石北線は、南海電鉄の連続立体交差事業により高架化が成された際に開通する運びとなっている訳だが、現在の想定としては高架下の側道との交差点及び府道 204 号線との結節点には信号が整備されるものとする。

地元の皆様による子ども達の通学見守り時に、斉藤耳鼻科前の交差点において東西の車両の通行量は現状多くはないものの、南北の通学児童及び通勤通学の方々の横断が多いという感触を持たれている。この交差点については信号機の設

置が必要と思われ、現段階より要望する。

また旧高師浜公民館前の通りとの交差点においても子ども達の横断は多く、先の箇所との距離が短い事もあり信号機は難しいかもしれないが、横断歩道の設置と注意喚起は必須と考える。

更に斉藤耳鼻科前から高架下の交差点までの間に高石北線と伽羅橋通りを繋ぐ道路が2本あるが、狭隘な道路である為それぞれ南北向きの一方通行にする事を要望する。

南海中央線、新村北線と開通後間もなく信号の設置等道路の改善を実施する事が見受けられ、高石北線はその様な事がないよう十分に事前検討を頂き、市民に喜ばれる主要道路となるよう要望する。

4-4. 取石 418 号線、富木線について

取石 418 号線の買収に関しては、残り 2 筆の地権者との交渉を丁寧に進めていくよう要望する。

また、富木線に関しては、JR との土地の評価を巡る交渉を解決することと、アリオ鳳からの抜け道となる可能性があり、富木駅の混雑を回避するために、富木北一番踏切の拡幅が条件となっている。

取石 418 号線と富木線の整備を行うために、買収交渉をより円滑に進められるよう要望する。

4-5. 建築基準法第 42 条第 2 項道路後退整備の遵守について

建築基準法第 42 条第 2 項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことを、「2 項道路」や「みなし道路」と呼ぶ。

建築基準法が施行された昭和 25 年 11 月 23 日現在において、建物が建ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道路で特定行政庁の指定した道路だが、実際に存在する建物や塀で『2 項道路の中心線から 2 メートル』の距離がないというものも多い。道路と民家の間の塀が『でこぼこ』になっていて不便・危険、という風景になっていることもよく見受けられる。

また、建築基準法が施行された昭和 25 年移行に新築しているが、セットバックを十分にしていない物件や塀や石を置いている物件等も見受けられる。

道路が狭いため、一度空き家が出ると、放置されることが多く、高石市の特定空き家の多くは、これらの幅員 4m 未満の道路に面している場合が多いと推察する。

高石市は、違反建造物に対処すべく、平成 11 年に「建築基準法第 2 項道路後退整備のあらまし」を策定し、後退整備計画書の報告を行っているが、完了検査後の塀やカーポート、ブロックなどの外構工事において、セットバックしていない物件があると考えている。

建築基準法に違反している物件に関しては、厳重に対処していくことを要望する。

※（違反建築物に対する措置）

第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

12項 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

5. 都市計画道路の事業化（予算要望・政策提案）

高石市の都市計画道路は高度経済成長時代に作成された。しかし、高石市都市計画整備状況としては、総延長は 39,280m で、その内訳は、整備済延長 26,170m、整備率 67% となっている。

整備中の区画は 5,040m、未着手区間は 8,070m となっている。

現在では、高度経済成長時期である昭和 30 年代にデザインした都市計画道路は整備が限りなく難しい状況と言える。現実には予算の問題もあり、手つかずの状態である。

いつまでも現状を放置しておくことは、高石市全体において、地域開発の遅れにつながる。今後 10 年、20 年後の都市計画道路計画を設定しつつ、整備を進める道路、中止する道路、新たに整備すべき道路を明確に区分していくことが、過去の遺産からの脱却につながり、新しい高石市を目指すビジョンが明確になる。

整備を進める道路の優先順位の明確化など都市計画の見直しを行うよう政策提言と調査するための予算計上し、本市を俯瞰し、限りある財源のなかで優先順位を決めながら、市民が喜ぶような安全安心の道路が敷設されるよう要望する。

また、特に取石地区の整備状況が進んでいないため、取石地区へもバランスのとれた整備を行うことを要望する。

VI. 【環境】～美しい高石の環境保全のために～

1. ゴミ減量化に向けた取り組み（予算要望・政策提案）

ごみの減量・再資源化の取り組みをさらに推進するため、平成 25 年 4 月から一部従量制による普通ごみの有料化がスタートされた。

年間の減量目標値を初年度は大幅に上回り、最終目標までもクリアしたことには住民説明会を中心とした職員の努力を大いに評価するものである。しかし 2 年目にあたる昨年は微増、本年度もほぼ横ばいの状況であることから、市民の関心の薄れ、減量努力の限界に達したと考える。

泉北環境施設整備組合への負担金は構成三市の処理量割となっており、減量努力が直接的に負担金の軽減となると考えられる。

そういった面からも更なるごみの減量を考えるならば、市民を巻き込める様な還元策を含めた新たな取り組みや、一部で要望のあるシールの代用となる有料の袋の併用も視野に入れるような検討を要望する。

2. 空き地対策（政策提案）

土地開発公社の所有地や市が所有する普通財産などにおける空き地は、草木の剪定も可能であるため、管理がしやすい。しかし、私有地の空き地は無断で入ることができない。草木の剪定も所有者の義務であるが、現実には放ったらかしにされているのが現状である。

何年も放置されていると、草木の背が高くなり視界が悪くなる。やがては、不法投棄の温床や盗難の際の足掛かりとなるなど、治安悪化を招く。

「高石市空き地及び屋外広告物の環境保全に関する条例」の第 3 条には、空き地の所有者に対して適切に管理するよう責務が規定されている。このように、私有地であっても、近隣に迷惑がかからないように環境を保全しなければならないことは、所有者としての当然の責務である。

空き地が不良状態にならないよう、また、不良状態になってしまっている空き地を適切に管理してもらえよう所有者に対し指導監督に努めていくべきである。

3. 市役所の省エネについて（政策提案）

経済産業省の資源エネルギー庁によって平成 28 年 4 月から電力の完全自由化が始まる。現在では電力供給事業者との契約規模によって自由化されている部門と制限されている部門が分かれているが、来年度からは全ての部門において自由化となり、小規模事業所や一般家屋等も電力の供給先を自由に選択できるようになる。

そうなれば、新電力会社（PPS）のシェアが広がる可能性が高まり、高石市役所

の省エネの推進に寄与できるものとする。

泉北環境整備施設組合においては、熔融炉の廃棄物発電による売電契約先を、従来の電力会社から新電力会社に変えたことで大きく収益が増したことは説明するまでもない。

買電においても、新電力会社の動向を睨みながら検討を進めるよう要望する。

また、市役所の電力システムは旧来式であり、分電盤や配管などで無駄が生じている可能性がある。システムを大幅に改修することで長期的なランニングコストの負担軽減につながる可能性も視野に入れて、市役所の省エネ化を進めるべきである。

4. ゴミ委託料の算定基礎について（予算要望・政策提案）

平成 25 年 4 月よりごみ袋の一部従量制が採られ、ごみの減量化が目標値より大幅に進んでいる。高石市のごみは泉北環境整備施設組合（ほかに和泉市・泉大津市が構成市）に搬入され、その構成 3 市の負担割合の基準は全量搬入量割りが採用されている。搬入されるごみが少なければ少ないほど分担金が減り、歳出削減に寄与される仕組みとなっている。

当組合においては、搬入するごみの総量が減れば、各市の負担が減るという公平なシステムが構築されているが、ごみを搬入する事業者の委託料は減少の推移を辿っていない。これは高石市との契約内容が世帯数を基準としているからである。よって、世帯数が増え続けている高石市において委託内容が減少することは考えられない。

世帯数を算定根拠とするのはあらゆる点において公平性の妨げになっている。例えば、一世帯当たりのごみ搬出量が増えても委託料は変わらないため、その場合は搬入業者の負担が増となる。一方で、一世帯当たりのごみ搬出量が減っても委託料は変わらないため「ごみが減少しているんだから委託料も減らすべき」と単純な理論が展開される傾向が生まれる。しかし、ごみ回収の現場ではシール制の導入により市民からの苦情対応や不適正なごみの出し方に対する指導など、資料や数字では出てこない労苦が発生している。

世帯数のみを乗じて算出する委託料のあり方の改善が求められる。他市の事例などを調査し、公平性を確保するべきである。一方で、算定基準を複雑にし過ぎるとかえって事業者の事務負担の増を招いてしまう。関係事業者と十分なヒアリングを重ね、進めるよう要望する。

5. 公共施設におけるトイレの洋式化（予算要望・政策提案）

現在、各家庭のトイレの形式において大多数が洋式である中、公共施設（学校含む）においては和式トイレの割合が未だに半分以上を占めている。

家庭の洋式トイレに慣れてしまった子供は和式トイレの使い方に大変苦勞している。また長時間座ることについて和式では非常につらく、足には結構な負担がかかり、健康維持にも良い影響を与えているとはいえない。幼い子供や高齢者には負担が大きいと考える。和式トイレしかないところでトイレを我慢しがちになり便秘症になるという事例も。トイレの洋式化は早期に取り組むべきと考える。

6. 土木公園課の営繕費の増額（予算要望）

市民と接する機会が多くなる我々議員は様々な陳情を受ける。子供に関すること・高齢者福祉に関すること・社会福祉に関すること・色々なアイデアや要望といった具合に相談事から様々なご意見まで多種多様多岐に渡る。

そんな傍らで、多くの相談を受けるのが、雑草や生い茂った樹木の剪定といった営繕関係についてである。当然こういった依頼がきた場合、土木公園課へ連絡することになるが、予算が非常に少なく、全てを早急に対応することは困難である。

この項目の増額が認められたとしても、実質その割合は微々たるものであり、市民が喜ぶのであれば必要な額を増額すべきであり、現状の倍や 3 倍は必要ではないかと考える。

VII. 【教育】～他市に誇れる文教都市に向けて～

1. 公立幼稚園の機能集約（政策提案）

平成 25 年 3 月に高石幼稚園が廃園され、平成 26 年 3 月には羽衣幼稚園が廃園され、高石市の公立幼稚園は 3 園に再編された。平成 25 年夏に公立幼稚園の耐震化が完了し、今後、公立幼稚園は 3 園体制を維持すると示されている。

高石市立幼稚園再編等計画に関する提言書では、幼稚園の再編に向けては、1 クラスの園児数は 20 名程度、各年齢において複数学級となる適正規模、適正配置を考えている。

平成 27 年度の公立幼稚園の 4 歳児の入学は、北幼稚園が 30 名、加茂幼稚園が 27 名、高陽幼稚園が 26 名となっており、公立幼稚園児は依然減少傾向を辿っている。

しかし、平成 28 年より、公立幼稚園による「延長保育」の実施を行う予定だが、現状の公立幼稚園のサービスが保護者ニーズに適っているとはいえず、民間の幼稚園や保育所に園児が流れている傾向がある。

さらに、幼稚園条例が改正され、平成 28 年 4 月より幼稚園の保育料を国が定める基準の範囲内に設定する規定が盛り込まれる。身近さと安さが魅力だった公立幼稚園にとって実質上の値上げとなる保育料の改訂により、入園児数の推移を注視しなければならない。このような状況になっているため、将来の公立幼稚園のあり方について更なる議論が求められる。

当会派としての見解は、一園に再編していくによって「複数学級」「3 歳児保育」「延長保育」「通園バス」などを実施することである。さらに、綾園保育所の入所状況を勘案して、文教都市にふさわしい、公立の幼保一体型施設をつくるべきだと考える。

2. 校区編成（政策提案）

本市は高度経済成長期による人口急増に伴い小中学校がやや急増的に建設されてきた。以後、田畑が住宅地域に変わり、大規模な社員寮は空洞化が進むなど、市内の人口形態は大幅に変わっている。にもかかわらず、市内の校区は 40 年以上大幅な編成は成されていない。

今後、南海本線が高架化されたり、都市計画道路が延伸されたりと高石市内の地図が大幅に変わる。

これを契機として校区も抜本的に編成するよう現時点から検討を進め、各地の住民、特に保護者の意見に耳を傾け、児童達の通学路の危険性や各学校における問題点をも含め多くの時間を費やして、長きに渡り問題なく機能する校区再編を要望する。当然の事ながら、学校数の見直しや小中一貫校（施設一体型）の実施につ

いての検討も合せてこの機会に要望する。

3. 学校に国旗の常時掲揚（政策提案）

「愛国心を育てる」小・中学校で国旗の常時掲揚を要望する。「子どもたちに国を愛することを理解させるため」に、国旗掲揚台のあるすべての市内の小中学校で国旗を平日は毎日掲げる「常時掲揚」を始めるべきと考える。

全国的に、卒業式や入学式で国歌を歌わない教職員や児童・生徒が目立つ。この状況を変えるためにも、国旗や国歌の大切さを理解させ、国を愛する心を育てる方向に学校の意識改革をする必要がある。

また、教育基本法や学習指導要領にのっとった措置とも理解している。国旗の常時掲揚を必要とする条例制定が必要であると要望する。

（注）2006年に安倍内閣の元で成立した改定教育基本法は「愛国心条項」が初めて盛り込まれ、2008年に改訂された学習指導要領では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る」などの文言が入った。

4. 日本人教育（予算要望・政策提案）

交通や通信手段の発達により国家間の境が薄くなり、国際社会に対応できる人物の育成、つまり国際人としての教育の必要性が高まってきている。

国際社会が多様性を求めているのであれば、それぞれの国家の歴史や伝統、思想が根底にある国際人が交流する社会と成り得るが、コミュニケーションを円滑にするために固定化された言語、思想を求めるのであれば、それは多様ではなく一様である。

世界を構成する国々が環境・宗教・言語・神話を単一化させること、もしくはそれに近付けることは不可能である。いかなる国のいかなる圧力があろうとも世界は多様でなければならない。

多様な世界に対応するために学ぶべきは自国の言語と神話である。日本の国柄は言語（大和言葉）・神話（記紀）・神々（皇室）と国民が繋がっていることである。

大和言葉は漢字でいうところの訓読みにあたるもので、「雨」なら「アメ」が大和言葉、音読みである「ウ」が大陸から伝わった読み方となる。この訓読みされる大和言葉には一音一音に意味がある。「ア」は開く、明るい、新たなどの「開放、開き広がる」を意味し、「メ」は女、芽、恵むなどの「愛でる、生命」を意味する。よって、広がった空から大地の恵みをもたらす存在を「アメ（雨）」と呼称するようにした。また、「マ」は誠、真、正に、的など「真理、時間、空間」を意味する。広がってはいるけれど、そこに真理があるという意味が重なり「アマ（天＝宇宙）」と名付けられた。よって、アマとアメは全く意味が異なる。近年出版されている古

事記に関する著書において「天之御中主神」を「アメノミナカヌシノカミ」と記されているが、正確には「アマノミナカヌシノカミ」である。「アメ」とは読まずに「アマ」と読まねばならない。上記したように一音一音に意味がある大和言葉によって書かれていることから読み方が変わると意味が全く異なってしまう。古事記の冒頭の神々（浄化三神）は宇宙の成り立ちを書いているので、その部分に出てくる神様の名が「雨（アメ）」よりも「天（アマ）」でなければ意味が間違って伝わってしまう。ちなみに古事記の序文では「訓高下天云阿麻。下效此。（天はアマと読みなさい。以下はこれにならえ。）」と書かれている。読み方を注釈されていることから当時の日本人が後世に大和言葉を正確に伝達することを、いかに重要視していたかも読み取れる。

当時の日本人が生活をしていくうえで編み出していったものが大和言葉である。地、血などの継続を示す「チ」から「チチ（父）」と読まれるし、阿波地方への道を示すのは「アワヂ（淡路）」である。クニは組むという「ク」、煮るという「ニ」から、「クミ」が時間をかけてじっくりできあがるものを意味するが、大陸から伝わった漢字である「国」は、正しくは「國」であり、武器や城壁で守られた土地を意味する。「夫婦」は漢字では「夫」が先だが、読み方は「メオト」で女性が先にくる。

このように大和言葉を学ぶことは日本人の感性を養ううえで必要不可欠である。英語や数学といったスキルを学ぶことと、感性や哲学といった人間としての骨格を学ぶことを両輪のように教えていかねばならないが、現在の教育ではスキルや手法などの習得に偏っている。

知識・技能・技術を学ぶ末学あるいは時務学ばかりを重視し、人間力を付け人格を磨き徳性を育て、道徳や良い習慣を身に付ける本学を疎かにしてきたのが教育の根本要因であり、まさしく本末転倒となっている。人物としては優秀だが、精神が弱いという社会人が増えていると仄聞するが、そういった社会問題と現在の教育手法が全くの無関係とは考えにくい。万物への感謝・感動、行動哲学、陰陽調和、無理に白黒をつけないファジーな面、楽天観といった日本人独特の感性や価値観を今こそ学ばねばならない。生徒たちに昔話を教えるような親しみやすさをもって古事記を学んでもらうような取り組みを要望する。

4-1. 高石っ子憲章

戦前は「教育勅語」という徳目があったが、高石市には、高石っ子憲章がある。しかし、高石っ子憲章を公立小中学校では、十分に教えておらず、形骸化してきている。よって、その内容を市民が理解する必要があると考える。高石っ子憲章では、現代の社会でやや形骸化されている「家族の大切さ」「人権の尊重」「感謝の心」「困難に立ち向かうこと」「国際性」「郷土を愛し、社会に役

立つ人になること」などを教えている。しっかりと公教育で定期的に唱和していくことを要望する。

4-2. 道徳教育

道徳は価値観の押しつけと批判されがちだが、今はいじめ問題が社会問題化しており、「善悪の判断」「正義」「人間の尊厳」「愛」「感謝」など大事なことが十分に子供に指導できていないと考えられる。

4-3. 偉人伝教育

我が国の素晴らしさを見失っている現代社会の中で、家庭や地域とも連携して、「日本は素晴らしい国だ」「偉大な偉人が数多く存在した」という歴史をしっかりと教える必要がある。特に子供たちが郷土の偉人を学ぶことが極めて重要と考えている。偉人の生き方に触れて少しでも感動することで、子供たちの心を豊かにし、自分の生き方を考え、志を持って困難に立ち向かうことにつながる。

大仏建立に貢献した高石市から生まれたという行基の生き方を学ぶことや、近隣市では光明皇后や仁徳天皇の生き方を学ぶことによって、祖国や子供たち自身の自信や誇りを持つことにもつながる。人は尊敬する人物のようになりたいと思って努力するものだ。そのモデルとなる偉人伝教育をしっかりと教えていくべきだと要望する。

5. いじめの現状と対策の検討（予算要望・政策提案）

2013 年度に全国の小中高校などが把握したいじめは約 18 万 5800 件だった。このうち小学校は約 11 万 8,000 件で、2 年連続で 10 万件を超え過去最多。暴力行為も 1997 年の調査開始以降、初めて 1 万件を超えた。高石市では、不登校生徒が平成 26 年小学校 12 人、中学生 33 人、計 45 人いる。また、いじめにおいては小学校 6 件、中学校 5 件、計 11 件報告されている。いじめは常に「学校」で起きている。

仙台市泉区の館中 1 年の男子生徒＝当時（12）＝が 2014 年 9 月、いじめを苦に自殺した問題で、生徒が受けていたいじめ行為の詳細が 1 年後に分かった。クラスでのからかいに加え、部活動での悪口も繰り返されていた。2013 年に「いじめ防止対策基本法」が成立したにもかかわらず、いじめ自殺の連鎖はいまだに止まらない。

「いじめ防止対策基本法」とは、いじめの加害児童・生徒に対する懲戒や出席停止などの処分のほか、犯罪レベルの行為については警察と連携を取ることを定めたものだが、現在の「いじめ防止対策推進法」には、加害者の子供への罰則は

設けられたが、いじめを隠蔽した教師や校長などを罰する規定がない。ここが大きな問題点である。

いじめの問題解決の責任は、いじめた子供はもちろん、それを放置し続けている教師や校長などにも責任がある。「教員が、いじめ行為に加担、黙認、参加した場合は、厳罰に処す」などの規定を盛り込むべきだ。学校側は責任を持って、いじめを解決するべきであり、そのためにも「善悪とは何か」を教えるという教育者としての責任を果たさなくてはならない。いじめの原因は、教育界の隠ぺい体質が改善されていないことに問題があると考ええる。

大阪市教育委員会は教育委員会議で、いじめが疑われる事案の情報を故意に隠蔽した教職員に対し、懲戒処分を含む厳しい罰則を科することを明記した「いじめ対策基本方針」を正式決定した。基本方針は文部科学省にも送付し、国でも取り入れるよう求めているとのこと。また、いじめの早期発見のために、学校や市教委が定期的にアンケートを実施することや、暴行や恐喝などの犯罪行為が疑われるケースは全て警察に通報することを教育現場に求めたものである。

また、近年はスマホによるソーシャルネットワークを活用してのいじめは認知しづらい傾向がある。公立小中学校では、保護者に対して、安易にスマホ等を子供に与えることに対して、一定の制限を課すことも検討すべきだ。

根本的には、学校が善悪に対する価値判断を明確にし「いじめは悪である」と認識しなければ、いじめも、いじめによる自殺も不登校も止まらない。

いじめを隠蔽した学校や教育委員会を処罰する条例を制定する、又はいじめの隠蔽には厳しい罰則を与えるといった厳しい対策を要望する。

5-1. 「いじめ=悪」という認識

今日「いじめ=悪」の価値観というものが薄れていっており、遊び半分で行った軽はずみな行動がエスカレートし重度のいじめにつながっている。

そういった軽はずみな行動からいじめへと重篤化がされないためにも、「いじめ=悪」ということ、いじめは罪に問われるということを生徒たちに理解してもらう必要がある。

しかし実際には、いじめを起こした場合どういう罪に問われるかを認識できていない生徒が過半数を占めている。(図9参照)

「いじめ=犯罪」という認識と、暴力で怪我させた場合「傷害罪」や物を隠した場合「器物損壊罪」など罪に問われることをきちんと認識することで、いじめの抑止につながる。こういった生徒指導的な授業である「いじめ=悪」という認識をもってもらい授業が積極的に行われることを要望する。

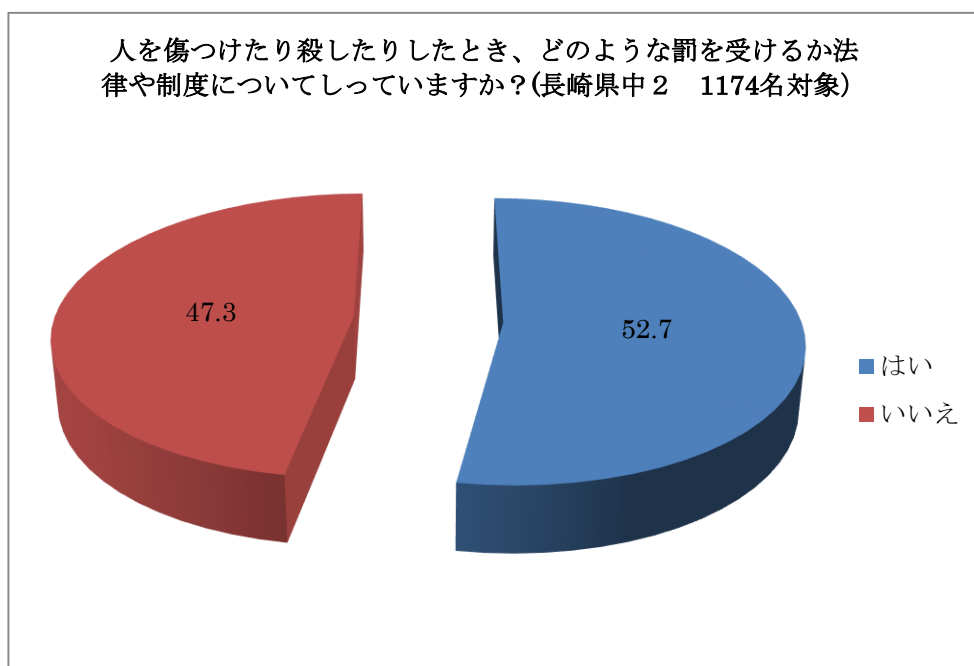


図9：H17長崎県教育委員会「児童生徒の「生と死」のイメージに関する意識調査より
また「いじめ＝悪」という認識を持ってもらうため、学校側もいじめ加害者に一定の処罰を与えることが必要である。平成13年度の学校教育法改正により、「性行不良」であることと、「他の児童生徒の教育の妨げがある」と認められた場合は出席停止処分を行うことができる。

実際にこの制度を使用した自治体は少ないが、東京都品川区は、この制度を積極的に運用していくことを明言している。また、神奈川県では2010年度にいじめ加害者の中学生6名が、5日間の出席停止の処分を下された。

この制度を活用することによって「いじめ＝悪」という認識を抱かせ、いじめの抑止に資することができると思う。ただし、この出席停止期間をただの生徒の休暇期間にならないようにその期間において教師や教育委員会が、その生徒や保護者と密にコミュニケーションをとり、再発を防止するよう注意しつつ、積極的に活用されることを要望する。

しかし、こういった制度を活用し、処分を下す場合、何よりも気をつけなければならないことは、冤罪を出さないことである。そのためには、教師が1人1人生徒児童をきちんと見ることができているかという「教師の質」というものを向上させなければならない。そこで以下の要望である。

5-2. 学生アルバイトの拡充

大津市で起こったいじめ自殺という悲しい事件をおこさないためには、自殺に至るような重度のいじめにならないよう、いじめの早期発見が最重要である。しかし、現在高石市の教育の現場は教師の人員不足及び、仕事量の増加のため、教

師 1 人 1 人が生徒児童の動向をしっかり把握できているとは言い難い。そこで「学生アルバイト」の補助により、教師の業務の負担が軽減され、教師がより生徒の動向や生活習慣などにも目が行き届くようになると考える。

また生徒と年齢も近く、何より余計な先入観を持たない「学生アルバイト」という教師とは違った視点を持つ立場の人間を学校に入れることにより、今まで発見することができなかったいじめの発見にもつながる。

他市の学生アルバイトの活用状況として、以下の 2 市の例を示す。

堺市…1 口 3 時間 小学校で年間 70 回 中学校で年間 130 回が基準ライン
豊中市…1 人につき年間で 36 週まで 週に 10 時間まで
高石市…小中ともに 1 口 4 時間 年間 35 回

実際堺市の効果としては、「学生アルバイト」の補助により教師の負担が減るだけでなく、思春期ということで、教師には話しづらい問題なども、「学生アルバイト」がよい相談相手となり、問題が深刻化している場合は「学生アルバイト」だけで解決しようとせず、教師、校長先生などに相談し問題解決にも効果があるという。

このように、高石市としての活用はまだまだ十分ではないので、いじめ自殺を未然に防ぐよう学生アルバイトの拡充を要望する。

しかし、教師が生徒の動向を 1 人 1 人見ることができても、その中でいじめを発見できるかどうかは、教師 1 人 1 人違って来る。少しでもいじめ発見における差というものをなくすため、以下の対策で補完するべきである。

5-3. いじめ発見マニュアルの有効活用

いじめの発見においては、どうしても教師 1 人 1 人のいじめ発見に対する力量の差があり、時期にずれが生じたり、また最悪発見できない場合がある。そういった教師の力量の差を少しでも無くし、より多くの未発見のいじめに気付けるよう、いじめの発見についてのマニュアル化をする必要がある。

実際に福岡県教育委員会では、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」として使用しているものがある。（下記参照）

実際福岡県の現場の教師は「子供をみる視点で今まで見落としていたところがあり、よりいじめ発見につながり、また全教員でチェックリストを統一しているため、いじめの見落としが少なくなった」と認識している。

- ・遅刻・欠席・早退などが増えた。
- ・遊んでいるときも、特定の相手に必要以上気を使う
- ・遊び仲間が変わった
- ・重いものや汚れたものを持たされることが多い
- ・帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない

福岡県教育委員会「いじめ早期発見のためにチェックリスト（教師用）」一部抜粋

このように、今一度いじめ発見に対して注意して見るべき点を明確にマニュアル化することにより、教師のいじめ発見に対する力量の差というものは少なくなり、未発見のいじめに気付くことが可能となる。

いじめをいち早く発見するためにもいじめ発見マニュアルが導入されることを要望する。

5-4. アンケートの充実

また、イジメの早期発見に向けて児童たちにアンケート調査を実施しているが、児童たちが正直にアンケート用紙に記入しているかということを常に注意を払わなければならない。

例えば「イジメの内容を書いて下さい」という設問だけのアンケート用紙なら、鉛筆を動かしている児童がいれば、その児童がいじめられているという事実をアンケート用紙に記入しているということが周りの児童に知られ、より深刻なイジメを受けるかもしれない、もしくは報復を恐れ記入出来ないかもしれない。

そんな環境下では、アンケート調査をいくら行っても意味がない。児童たちが正直に記入できるような環境を常に思考し続けなければならない。

6. 高石市文化向上施策（政策提案、予算要望）

文化への関心、埋蔵文化財や民俗文化財の保存、伝統芸能などの優れた芸術文化にふれる機会の拡充を考えていくべきだと考える。

その為に、各種文化団体の育成、文化遺産の保存、継承を行っていくことや、市民文化会館の運営や芸術祭等の開催、経験ある高齢者の方々が活躍した場を作る「まち講座」の開催を活発化していき、高石市としても側面からのサポートが求められる。

平成 28 年度は高石市政施行 50 周年である。市政 50 周年事業としては、市民が文化・芸術・お笑い等に触れる機会を作るよう要望する。たかいし市民会館では、文化的予算（指定管理料）が減額し、電気料金の値上りや物価上昇に伴い固定経費がかさみ経営状況が悪化している。

現在のように、貸館業務に偏ってしまっている。そのために、たかいし市民会館を建設したわけではない。やはり、一流の芸能にふれることによって、市民の文化や芸術等の意識が向上し、市民も踊りや歌謡等に意識を持つことによって、文化的な生活を営んで欲しいという思いがあったと考える。

来年の市政施行 50 周年事業では、ぜひ文化の向上に積極的な予算を配分し、市民の幸福に資する事業を行って欲しい。

文化や芸術にはどうしても費用がかかるものであり、来年の市政 50 年には市民も参画しての文化的素養の高い事業を行えるための予算計上を要望する。

最後に、市民からは「高石市は健康にはお金をかけるが、文化にはお金をかけない」という指摘を受ける。来年度は高石市民会館の指定管理者の更新時期となっている。現在の 5 年間は電気料金の高騰、消費増税、物価の高騰など外的要因が多分にあったのだが、市民の幸福に資する文化や芸術の向上に向けた自主事業をしつかりと行える運営費用を考慮して業者の選定をするよう要望する。

7. 学校別ではない総合評価が可能な学力テストの導入（予算要望）

現在、行われている全国学力テストでは学校別では公表されていないものの、自治体別で公表されている。小学 5 年生と中学 2 年生が実施対象となっており、全国平均・府内平均と照らし合わせながら評価されている。

ただし、これは評価方法として適正とはいえない。偶然、優秀な生徒が多くいる学年もあれば、そうでない学年もいる。また、小学 5 年生と中学 2 年生の 2 点の抽出だけでは、その間のプロセスが正確に分析できない。

また、教員への評価も学力のみに特化してしまう傾向にあり、他にも観測すべき生徒達の運動能力、生活習慣などは評価対象として優先度が低くなる恐れがある。

そこで、生徒達の総合的な評価、正確な成長の分析をするために、単年度の評価ではなく、毎年伸び率をもって評価するべきであると考えます。

小学 1 年生から中学 3 年生までの全学年で学力・運動能力・生活習慣といった項目でテストやアンケートを毎年実施し、年度ごとの成長率をもって評価していけば、正確な分析が可能となる。学力を伸ばすことに特化した教員もいれば、生活習慣を改善させることが得意な教員もいる。

そもそも学力テストとは正確な分析により問題点を抽出し、具体策を練るために存在している。

分析の精度を高めるため、上記のような総合的なテストの導入を要望する。

また、調査テストの学校別公表もおこない、学校ごとの特色と課題を把握し対策を講じていくことにより高石市の教育分野の向上が期待されると考える。

8. 教育特区の申請を 土曜日授業と補習の強化（予算要望・政策提案）

高石市は、平成 27 年度の全国学力テストにおいて、A 区分では小中学校の国語・算数（数学）共に全国平均を上回る結果がでているが、B 区分では、小中学校の国語・算数（数学）とも全国平均を下回る結果となっている。理科については、小中学校とも全国平均を下回る結果となっている。

高石市は、小中学校の校舎の耐震化・ICT環境の整備・エアコンの設置・中学校給食など教育環境のハード整備を進めてきた。また、小学校の外国語活動については、教育課程特例校の指定を受け、小学校 1 年生から外国語活動に取り組んでいる。「文教都市」や「教育のまち高石」といえる自治体を目指すためには、今後教育のソフト面を強化する必要がある。

毎年、全国学力テストで 1 位となっている秋田県の長所は、毎日の予習・復習はじめ家庭学習が習慣づけられており、先生の話をよく聞き、学校の授業には集中して取り組んでいる。学校から帰ったらすぐ机に向かい宿題を済ませ、その日の復習をする。その後は次の日の予習をして、時間があれば自主学習に取り組むという習慣が、しっかりと定着しているとのこと。加えて、あいさつや早寝早起き、朝ご飯をしっかりと食べる等の基本的な生活習慣も身につけている。テレビやゲーム三昧にならず、規則的で安定した家庭生活の中で、家族からの励ましや賞賛を受けながら自分で学ぶ姿勢を作る。「昭和の教育」そのものの教育と言える。

「100マス計算」を考え出した「岸本裕史」氏は、その著書「見える学力、見えない学力」の中で、家庭での「しつけ」を見えない学力に挙げている。特に学校で学んだことをその日のうちに家庭に帰って再学習（復習）しなければ知識は定着しない。授業の時間だけでは、学習の基礎となる「読み」「書き」「計算」の力は定着しないと述べられている。完全に定着させるには家庭学習で、3 ヶ月程度徹底した反復学習をさせることが必要と言われている。

家庭学習が習慣化としている秋田県の事例を上げたが、日本の教育は、公立学校が完全週休 2 日になって 13 年が経過する。

文部科学省が中教審答申『第 2 期教育振興基本計画について』（25 年 4 月）を基に策定した 25 年度～29 年度の教育振興に関する総合計画『教育振興基本計画』（25 年 6 月閣議決定）では、「確かな学力」を身に付けるための具体的な方策のひとつに「土曜授業の活用」を挙げている。

高石市の小・中学生は学習指導要領で定められている時間よりは、授業を行っているということだが、毎週土曜日授業を開催するならば、 $35 \text{ 週} \times 4 \text{ 時間} = 140$ 時間は年間授業日数が増えることになる。現代の子供たちは、団塊ジュニア世代とは違って、塾に行くことが当たり前になっている。その分、保護者への教育費の負担が少子化の一因となっている。

土曜日が休日になっているのと、授業があるのとを比較すると、1 年間で 140 時間が増える計算となる。つまり団塊ジュニア世代と比較すると、現代の子供た

ちは約1か月分学校を休んでいる状況となっている。その分の学力不足を塾が補っていると言っても過言ではない。

このような現状があるなかで、公教育による学力向上の責任はいかに考えるのか。

「教育のまちたかいし」というならば、他市よりももっと突き抜けて、土曜日も授業を行うぐらいのことも視野に入れるべきだ。

団塊ジュニアの世代は、学力が低下している子供に対しては、補習を実施し、公教育で平均レベルの一定の学力が維持できていた。今の教育現場は、公教育での学力向上の努力を十分に果たし得ていないと考えている。

高石市の小中学校の状況を見ていると、現在の小中学校の授業のスピードは団塊ジュニア世代の感覚よりも、また他市よりも早い。また、家庭学習を行うための宿題が少ないと感じている。週5日の授業で、指導要領に沿った授業を行うためには、どうしても駆け足で授業を進めなければならない、また塾に配慮して、学校の宿題を減らしているという現場の声も耳にする。

学校での授業に十分な時間を割き、家庭学習で復讐や宿題をおこない、またテストなどで理解が及んでいなければ、学校で補習を行う。このように、授業、宿題（復習）を行い、出来ていなければ放課後に補習するというシステムが整っていないと考えている。

高石市は、教育特区の申請を行い、学習指導要領で定められている時間時間をはるかに超える授業数を行い、足りない子供には補習を実施し、公教育において全国平均レベルの学力の取り組みを行える体制を構築することを要望する。

9. 公立小中学校図書室に司書の配置を（予算要望・政策提案）

子供の読書や活字離れが進んでいるが、読書習慣によって学力を底上げするという効果があると言われている。子供に適切な本を選んで、しっかりと読書できる環境作りが重要である。公立小中学校の図書室に司書教諭を配置することによって、子どもたち一人ひとりの読書相談にのることができ、個人に適した本の紹介が可能になり、子供達に読書意欲を向上させる効果がある。

公立小中学校の図書室に司書を配置することを要望する。さらに、市立図書館と公立小中学校の図書室との更なる連携を行うことを要望する。

10. 教育現場に専門のカウンセラーを（予算要望・政策提案）

高石市内の小学校で学級崩壊により精神的ダメージをきたした教職員の長期休暇、いじめによる不登校児童の発生などが起こっている。

その不登校児童は友達もいるため、本心では公立の中学校に進学したいが、加害者もいるため無理に私立の受験を余儀なくされているという実態がある。

単純にいじめ加害者に罰を与えたり叱りつけるだけでは根本解決には至らないと考える。加害者の心にも何らかの原因があるはずである。

小中学校の9年間の教育は非常に重要であるため、現状への早期対応、今後の同じような事例への対策とし、教職員、児童両方に対する専門的な心理カウンセラーの派遣を要望する。

11. 子供達が思い切り遊べる環境の整備（予算要望・政策提案）

「ボール遊び禁止」と書かれた窮屈な公園の看板、変質者による気味の悪い事件の増加、気軽に家の中でも遊べない家庭環境の変化などにより、現在の子供達が元気に自由に泥だらけになって、そして時にはケンカもしながら安全に遊べる環境は、もはや、学校だけになっている。

しかし、その学校でも「全ての子ども達が」遊べるわけではない。自由に放課後で遊べる学校もあれば、そうでない学校もある。学校の主役は子ども達のハズなのに、自由に校庭で遊べずに、「授業が終わったから、お家に帰りなさい」と下校せざるを得ない状況である。子ども達が自由に元気いっぱい遊べる環境を用意してあげるのは大人の責任であるはず。

学童保育は「保育を必要とする子ども達」で、共働き世帯の子ども達しか登録ができないという制限が敷かれ、どちらかの親が働いていない世帯の子どもは週1～2回おこなわれている「放課後子ども教室」に登録することができるが、これも毎日開催されているわけではない。であるならば、学童保育と放課後子ども教室を一体運営することによって、「全ての子どもが毎日」校庭を自由に使って遊べる環境が整備されるが、それには以下の障壁が惹起される。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用料金の問題・・・学童は月額 6,000 円、放課後子ども教室は年間 800 円（保険代のみ）2. 場所の問題・・・児童が増えた場合の余裕教室がない3. 縦割りの問題・・・学童保育は「生活の場」だから厚生労働省、放課後子ども教室は文部科学省。4. 人の問題・・・学童はプロの指導員と元校長先生の嘱託で運営。放課後子ども教室は地域のボランティア。 |
|---|

特に4の「人の問題」の解決が最大の障壁となる。江戸川区のすくすくスクールや箕面市の「自由な遊び場開放事業」など先進的に取り組んでいる自治体もあることから、他市の導入ノウハウを調査研究のうえ、進めていただくよう要望する。

現在の子供を取り巻く環境は「すべてのリスクから子供達を守る」ことが金科玉条のようにになっているが、行き過ぎてしまっただけで子供達の育成にまで大きな影響を与えている。かつて「遊びのプロ」と言われていた子供達は、大人の庇護を受けずに思いっきり遊べていたために、悪いことをしたら謝る、困ったことがあれば助け

合うということ遊びで学び、コミュニケーション能力を養った。また、自分たちで色んな遊び方を発明していくことで発想力が身についた。このように子供達同士で遊ぶことは「教育」の面からも要請されるべきことである。

縦割りの弊害などの大人の都合を子供達に押し付けて成長を妨げる結果を招いてしまつては、公教育の役目が十分に果たせていない。学校の放課後を子供達に返してあげるよう要望する。